

平成 26 年度  
包括外部監査の結果報告書

監査対象事件：保健所に係る財務事務の執行について

盛岡市 包括外部監査人

公認会計士 佐藤 公哉

## 目次

第1.包括外部監査の概要.....	1	3.4.2.監査手続.....	23
1.1.監査の種類.....	1	3.4.3.監査の結果.....	23
1.2.選定した特定の事件.....	1	3.4.4.監査の結論.....	26
1.3.特定の事件を選定した理由.....	1	3.5.在宅当番医制事業.....	27
1.4.監査対象期間.....	1	3.5.1.事業の概要.....	27
1.5.監査の方法.....	1	3.5.2.監査手続.....	29
1.5.1.監査の目的.....	1	3.5.3.監査の結果.....	29
1.5.2.監査手続.....	1	3.5.4.監査の結論.....	31
1.6.監査の実施期間.....	2	3.6.医務薬務指導事業.....	31
1.7.監査の実施概要.....	2	3.6.1.事業の概要.....	31
1.8.包括外部監査人及び補助者.....	2	3.6.2.監査手続.....	33
1.9.利害関係.....	2	3.6.3.監査の結果.....	33
第2.概要.....	3	3.6.4.監査の結論.....	33
2.1.保健所の役割.....	3	3.7.医師等養成事業.....	34
2.2.1.人当たり医療費.....	3	3.7.1.事業の概要.....	34
2.3.生産年齢人口.....	4	3.7.2.監査手続.....	36
2.4.監査の結果及び結論について.....	5	3.7.3.監査の結果.....	36
第3.企画総務課.....	8	3.7.4.監査の結論.....	37
3.1.企画総務課の概要.....	8	第4.健康推進課.....	38
3.1.1.事務事業.....	8	4.1.健康推進課の概要.....	38
3.1.2.組織及び人員.....	9	4.1.1.事務事業.....	38
3.1.3.予算及び決算.....	9	4.1.2.組織及び人員.....	43
3.2.保健所管理運営事業.....	9	4.1.3.予算及び決算.....	43
3.2.1.事業の概要.....	9	4.2.健康管理システムについて.....	46
3.2.2.監査手続.....	12	4.2.1.事業の概要.....	46
3.2.3.監査の結果.....	12	4.2.2.監査手続.....	46
3.2.4.監査の結論.....	15	4.2.3.監査の結果.....	46
3.3.墓園管理運営事業.....	16	4.2.4.監査の結論.....	46
3.3.1.事業の概要.....	16	4.3.備品の管理について.....	47
3.3.2.監査手続.....	18	4.3.1.事業の概要.....	47
3.3.3.監査の結果.....	19	4.3.2.監査手続.....	48
3.3.4.監査の結論.....	20	4.3.3.監査の結果.....	48
3.4.夜間急患診療所管理運営事業.....	21	4.3.4.監査の結論.....	48
3.4.1.事業の概要.....	21	4.4.特定不妊治療費助成事業（母子保健）...	48

4.4.1.事業の概要.....	48	4.11.2.監査手続.....	76
4.4.2.監査手続.....	50	4.11.3.監査の結果.....	76
4.4.3.監査の結果.....	50	4.11.4.監査の結論.....	77
4.4.4.監査の結論.....	51	4.12.特定保健指導事業（成人保健）.....	77
4.5.幼児歯科健康診査事業（母子保健）.....	51	4.12.1.事業の概要.....	77
4.5.1.事業の概要.....	51	4.12.2.監査手続.....	78
4.5.2.監査手続.....	53	4.12.3.監査の結果.....	78
4.5.3.監査の結果.....	54	4.12.4.監査の結論.....	78
4.5.4.監査の結論.....	55	第5.保健予防課.....	79
4.6.未熟児養育医療事業（母子保健）.....	56	5.1.保健予防課の概要.....	79
4.6.1.事業の概要.....	56	5.1.1.事務事業.....	79
4.6.2.監査手続.....	56	5.1.2.組織及び人員.....	81
4.6.3.監査の結果.....	56	5.1.3.予算及び決算.....	81
4.6.4.監査の結論.....	57	5.2.予防接種事業.....	82
4.7.成人健康診査事業（成人保健）.....	58	5.2.1.事業の概要.....	82
4.7.1.事業の概要.....	58	5.2.2.監査手続.....	83
4.7.2.監査手続.....	59	5.2.3.監査の結果.....	83
4.7.3.監査の結果.....	59	5.2.4.監査の結論.....	84
4.7.4.監査の結論.....	66	5.3.感染症予防事業.....	85
4.8.成人歯科健康診査事業（成人保健）.....	70	5.3.1.事業の概要.....	85
4.8.1.事業の概要.....	70	5.3.2.監査手続.....	85
4.8.2.監査手続.....	71	5.3.3.監査の結果.....	85
4.8.3.監査の結果.....	71	5.3.4.監査の結論.....	86
4.8.4.監査の結論.....	72	第6.生活衛生課.....	88
4.9.健康教育事業（成人保健）.....	72	6.1.生活衛生課の概要.....	88
4.9.1.事業の概要.....	72	6.1.1.事務事業.....	88
4.9.2.監査手続.....	73	6.1.2.組織及び人員.....	88
4.9.3.監査の結果.....	73	6.1.3.予算及び決算.....	88
4.9.4.監査の結論.....	73	6.2.生活衛生指導事業.....	89
4.10.健康相談事業（成人保健）.....	73	6.2.1.事業の概要.....	89
4.10.1.事業の概要.....	73	6.2.2.監査手続.....	90
4.10.2.監査手続.....	74	6.2.3.監査の結果.....	90
4.10.3.監査の結果.....	74	6.2.4.監査の結論.....	92
4.10.4.監査の結論.....	75	6.3.食品衛生指導事業.....	92
4.11.栄養改善事業（成人保健）.....	75	6.3.1.事業の概要.....	92
4.11.1.事業の概要.....	75	6.3.2.監査手続.....	96

6.3.3. 監査の結果.....	96
6.3.4. 監査の結論.....	97
6.4. 試験検査事業.....	97
6.4.1. 事業の概要.....	97
6.4.2. 監査手続.....	98
6.4.3. 監査の結果.....	98
6.4.4. 監査の結論.....	99
第7. 結びに.....	100

## 第 1.包括外部監査の概要

---

### 1.1.監査の種類

---

「地方自治法第 252 条の 37 第 1 項」、及び「盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条」の規定による包括外部監査

### 1.2.選定した特定の事件

---

保健所に係る財務事務の執行について

### 1.3.特定の事件を選定した理由

---

少子化高齢化の進行により生産年齢人口の減少や医療介護負担の増加などが想定される中、市にとっては地域保健に取組み健康推進と公衆衛生の増進を図ることによって、いかに少子化の傾向を緩和し、高齢化に適応していくかが課題となると考えられる。保健所においては医事薬事、母子保健、成人保健、保健予防、疾病対策、障がい保健、生活衛生、食品衛生、試験検査など多岐にわたる事務事業が遂行され、多面的かつ支援的に市民の健康や衛生に関わるリスクの低減に取り組んでいる。現況として、健康や衛生の向上と少子高齢化との関係は相対的に深まっていると考えられ、保健所における事務事業の重要性は一段と高まっている。

よって、「保健所に係る財務事務の執行について」の合規性の確認のほか経済性、効率性、及び有効性の視点からの検討は有益であると判断し、特定の事件として選定した。

### 1.4.監査対象期間

---

平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）

### 1.5.監査の方法

---

#### 1.5.1.監査の目的

---

保健所に係る財務事務の執行に関わる法令、条例、規則等に係る合規性、経済性、効率性、及び有効性について検討する。

#### 1.5.2.監査手続

---

次の諸点について分析、質問、備品等の実地確認、関連資料の閲覧等を実施する。その結果としての、指摘事項については「合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から是正・

改善を要する事項」、意見については「合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から盛岡市の組織及び運営の合理化に資する事項」として定義する。

- 事業運営方針及び計画
- 法令等準拠
- 備品管理手続
- 契約手続・業務内容などの適索性

### 1.6. 監査の実施期間

平成 26 年 5 月 19 日から平成 27 年 2 月 5 日

### 1.7. 監査の実施概要

日程	対象機関	実施内容	作業場所	日数
5 月中旬	保健所	監査テーマヒアリング	市庁舎	0.5
7 月下旬～ 9 月中旬	同上	キックオフミーティング、 ヒアリング、現場視察、書 類閲覧、文書作成	保健所、必要と認める 現場施設等、監査人事務 所	65.5
10 月上旬～ 11 月下旬	同上	ヒアリング、書類閲覧、文 書作成	保健所、監査人事務所	35.5
12 月上旬～ 1 月下旬	同上	ヒアリング、書類閲覧、文 書作成	保健所、監査人事務所	11.0
2 月上旬	行政経営課	報告書提出	—	1.5
計				114.0

### 1.8. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	補助者
公認会計士 佐藤 公哉	公認会計士 高橋 雄一郎
	公認会計士 氏家 亮
	公認会計士 武田 弘明
	公認会計士 古川 直磨

### 1.9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 2.概要

---

### 2.1.保健所の役割

---

盛岡市保健所は平成 20 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い、地域保健法第 5 条 1 項に基づき設置されている。保健所は、保健行政の中核施設であり同法第 6 条により以下の事項を担っている。また、行政機構としては、盛岡市保健所（企画総務課・健康推進課・保健予防課・生活衛生課）及び玉山総合事務所（税務住民課・健康福祉課）から構成されている。

- 地域保健に関する思想の普及及び向上
- 人口動態統計その他地域保健に係る統計
- 栄養の改善及び食品衛生
- 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生
- 医事及び薬事
- 保健師
- 公共医療事業の向上及び増進
- 母性及び乳幼児並びに老人の保健
- 歯科保健
- 精神保健
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健
- エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防
- 衛生上の試験及び検査
- その他地域住民の健康の保持及び増進

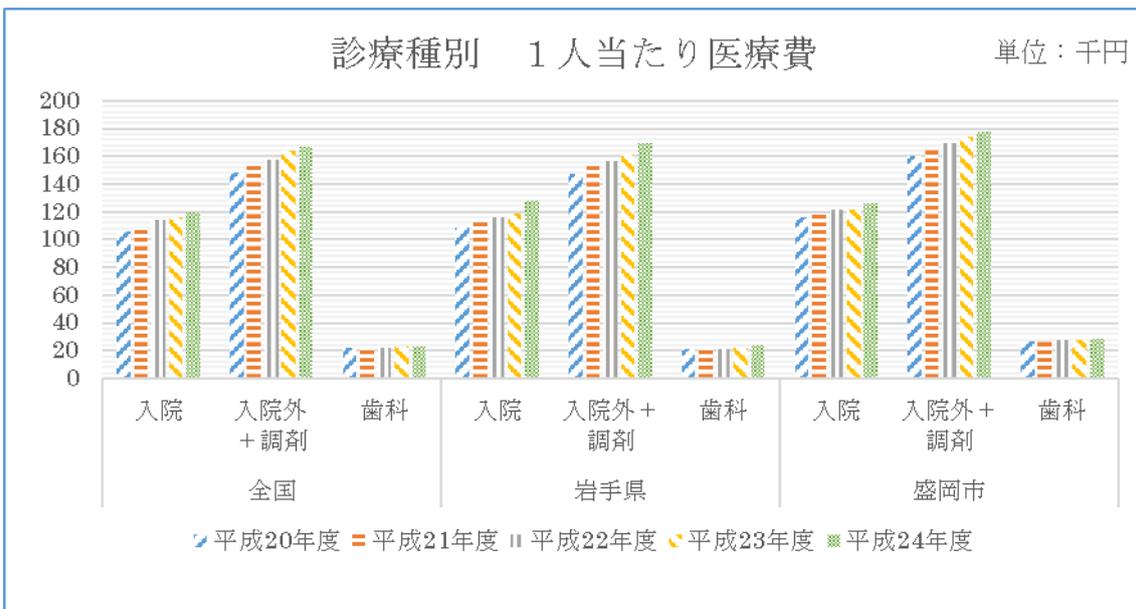
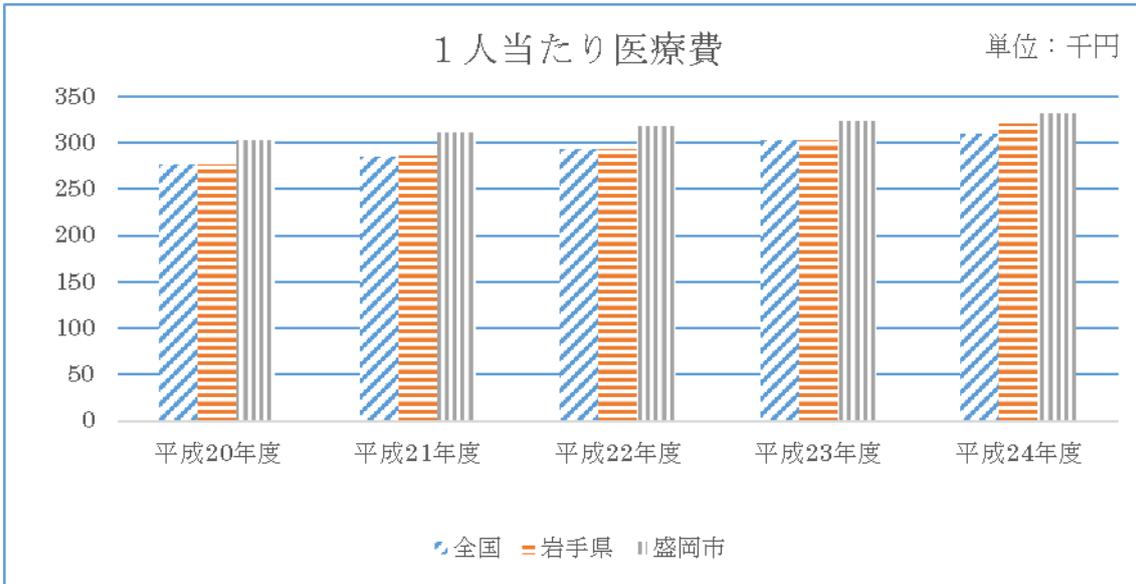
昨今の人口高齢化の進展に伴って懸念されている事項の 1 つとして、医療費に係る負担の増加が挙げられる。1 人当たりの医療費は後述の通り増え続けている一方で、それを支える生産年齢人口の減少が継続し老年人口割合が上昇していることから、医療費水準の適正性や医療費負担の世代間の公平性が問題とされている。

保健所の目的・役割は上述の通りであり、医療費水準の適正性や医療費負担の世代間の公平性に直接的に関係するものではなく、人口構造の高齢化についても高齢者の健康が維持されているとすれば保健所の目的に適っている。しかし、医療費負担の増大が懸念されている現況では、生活習慣病や感染症の予防、生活衛生の維持など住民の健康増進を図ることを通じて医療費の抑制に寄与すること、また、母子保健の分野では少子化対策に貢献することが、いずれも間接的あるいは支援的にはあるが、期待されていると考えられる。

#### 2.2.1 人当たり医療費

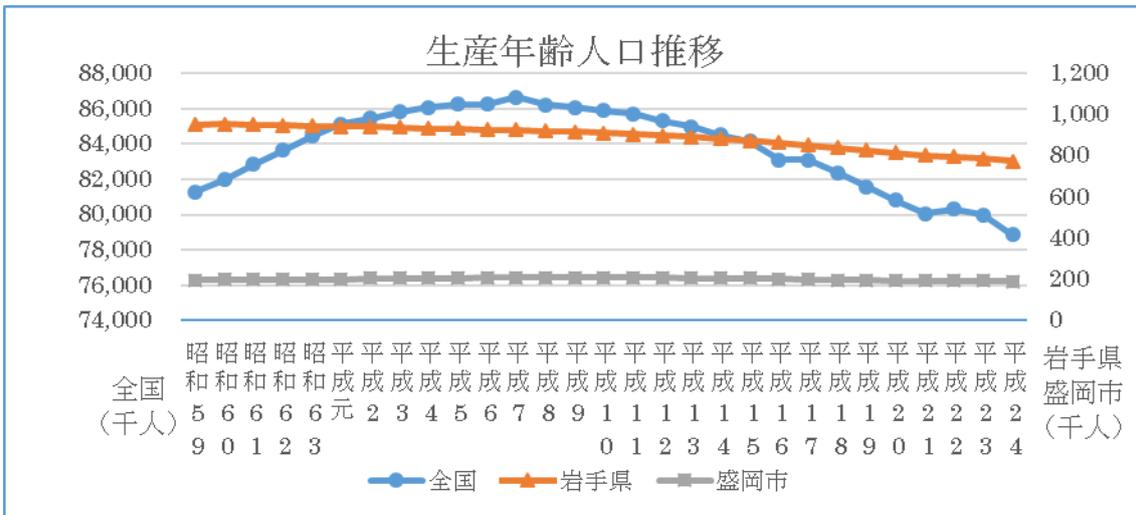
---

1 人当たり医療費（市町村国民健康保険）については下表の通り、全国、岩手県及び盛岡市のいずれにおいても増加の一途を辿っている。盛岡市における 1 人当たり医療は、全国及び岩手県よりも「高い水準で推移している。医療費の増加要因としては、個々の医療内容の変化、人口構成の高齢化、診療報酬の改定などが挙げられる。盛岡市においては、比較的「入院外+調剤」と「歯科」に係る医療費が高くなっている。

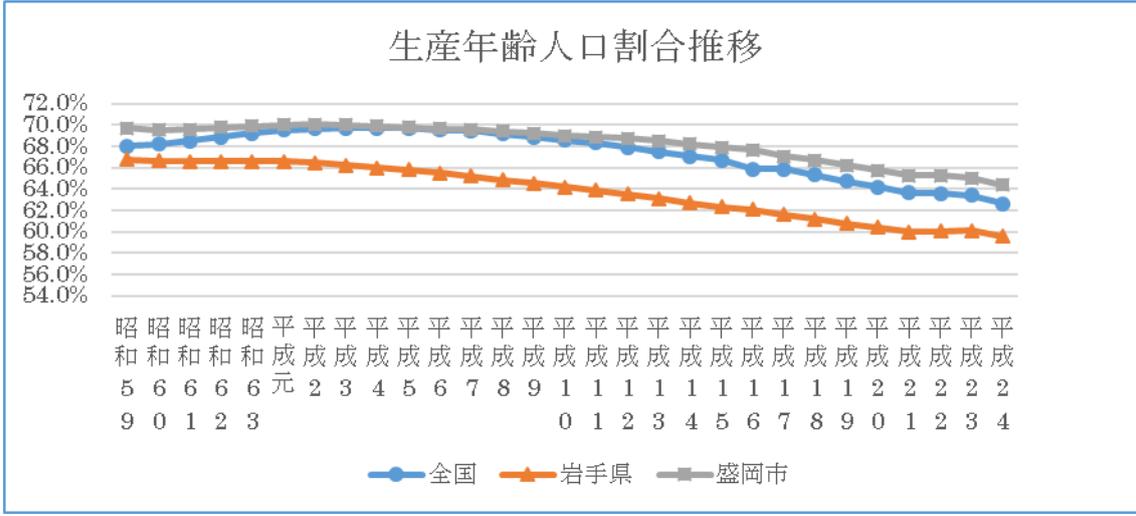


### 2.3.生産年齢人口

人口構造を年齢別に区分する方法として年齢3区分（15歳未満の年少人口、15歳以上65歳未満の生産年齢人口、65歳以上の高齢人口）がある。年齢3区分のうち生産年齢人口についての全国、岩手県及び盛岡市の推移は以下の通りとなっている（「岩手県人口動態統計」より）。いずれにおいても減少傾向にはあるが、昭和59年から平成24年までの減少率を算出すると全国2.9%、岩手県18.7%及び盛岡市3.5%となっている。



また、生産年齢人口割合の推移は下表の通りとなっており、全国、岩手県及び盛岡市のいずれにおいても減少傾向にある。同様に減少率を算出すると全国7.9%、岩手県10.7%及び盛岡市7.6%である。年少人口割合も生産年齢人口割合と同様に逡減しており、老年人口割合だけが増加する状況となっている。



## 2.4. 監査の結果及び結論について

監査の結果としての指摘事項、及び意見は下表の通りである。「指摘事項」は14（企画総務課3、健康推進課10、玉山総合事務所税務住民課1）あり、合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から是正・改善を要する。「意見」は29（企画総務課7、健康推進課12、保健予防課6、生活衛生課4）あり、合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から盛岡市の組織及び運営の合理化に資する事項であり、検討が望まれる。

担当課	見出し	指摘事項・意見	内容	
企画総務課  *玉山総合事務所 税務住民課	3.2.4.	意見1	清掃業務委託に係る届出について	
		意見2	保健所入り口のカギの取扱いについて	
		意見3	地区保健センターの稼働状況について	
	3.3.4.	指摘事項1	墓地使用料について	
		指摘事項2 *	古川墓園に係る墓地管理料の改定について	
	3.4.4.	意見4	盛岡市夜間急患診療所の利用について	
		意見5	患者未収債権の管理について	
	3.5.4.	意見6	業務委託契約に係る仕様書と提出書類（医科）について	
		指摘事項3	業務委託契約に係る仕様書と報告様式（歯科）について	
	3.6.4.	意見7	診療所等に対する立入検査実施計画について	
	3.7.4.	指摘事項4	盛岡市医師会附属看護学院への補助金について	
	健康推進課	4.2.4.	指摘事項5	次世代健康管理システムへの移行について
		4.3.4.	指摘事項6	備品の管理について
		4.4.4.	意見8	指定医療機関が具備すべき施設及び設備等について
意見9			幼児歯科健康診査の受診率について	
4.5.4.		指摘事項7	自己負担金の徴収について	
		指摘事項8	被措置者の負担金額の算定について	
4.7.4.		指摘事項9	健康診査の対象者について	
		指摘事項10	健康診査の自己負担金について	
		意見10	検診票の印刷の請負契約について	
		指摘事項11	成人検診受診券等の納品・検収について	
		意見11	受診率向上対策について	
		指摘事項12	成人検診集計業務の予定・見積価格について	
		意見12	精度管理規定について	
		意見13	がん検診に係る仕様書について	
		意見14	玉山区における集団検診の委託先について	
意見15		個別検診と集団検診に係る自己負担率の差異について		
4.8.4.		指摘事項13	成人歯科健康診査の目標達成評価について	
4.9.4.		意見16	代謝を上げるための運動教室について	
4.10.4.		指摘事項14	健康相談に係る実施要領の見直しについて	
4.11.4.		意見17	MORIOKA「食」教室の職域コースについて	
	意見18	食生活改善推進員地区活動に関する業務委託について		
4.12.4.	意見19	特定保健指導に係る封筒及びポスターについて		
保健予防課	5.2.4	意見20	予防接種委託契約について	
		意見21	予防接種率の分析・管理について	
	5.3.4.	意見22	「人」について	
		意見23	「物」について	

担当課	見出し	指摘事項・意見	内容
		意見24	「カネ（予算）」について
		意見25	「情報」について
生活衛生課	6.2.4.	意見26	監視指導件数の目標設定方法について
	6.3.4.	意見27	立入検査時の違反事項の記録とフォローについて
		意見28	立入検査の件数の集計方法について
	6.4.4	意見29	試験検査の設備更新計画について

## 第 3.企画総務課

### 3.1.企画総務課の概要

#### 3.1.1.事務事業

事務事業名	内容
保健所管理運営事業	◎保健所施設設備の維持管理を行うため、清掃及び警備、並びに機械設備の保守等を業務委託により実施。
衛生統計調査事業	◎厚生労働省が所管する各種統計業務について、国から委託費の交付を受け、中核市及び保健所が調査機関として実施する。 人口動態調査、国民生活基礎調査（世帯票・健康票介護票）、医療施設（動態）調査、病院報告（患者票・従事者票）、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告
墓園管理運営事業	◎市営墓園（新庄墓園、青山墓園、古川墓園）の管理・運営業務を行う。
夜間急患診療所管理運営事業	◎夜間の初期救急医療を確保するため、年中無休で応急的な診療を行う。
医務業務指導事業	◎医療施設の開設許可（病院開設許可を除く）や各種届出の受理等の医療関係の許認可事務及び医療監視等を実施 ◎薬局・医薬品店舗販売業の許可や毒物・劇物の販売業の登録・届出の受理等を行う。 ◎医療安全支援センターを設置し、市民等からの医療に関する相談等への対応や情報提供を行う。
患者輸送事業	◎近隣に医療機関がなく、交通手段に恵まれない地域を対象に患者輸送バス及び保健バスを運行し、地域住民の医療の確保を図る。
第二次救急医療事業	◎休日・夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の診療に当たる二次救急輪番制病院を支援し、二次救急医療体制の確保に努める。
在宅当番医制事業	◎休日等の日中における医科及び歯科の初期救急患者に対し、参加当番医療機関にて診療を行う。
小児救急輪番制病院事業	◎休日・夜間における小児の重症救急患者の診療に当たる小児救急輪番制病院を支援し、小児救急医療体制の確保に努める。
献血推進事業	◎保健推進員及び関係団体等の協力を得ながら、血液の確保及び献血思想の普及に努める。

### 3.1.2.組織及び人員

課長	1名
課長補佐兼企画総務係長	1名
企画総務係	8名（うち非常勤1名）
医事業事係	7名（うち非常勤3名）

### 3.1.3.予算及び決算

平成25年度 事務事業別歳出（千円）		当初予算	決算
保健所管理運営事業		34,505	32,520
衛生統計調査事業		2,236	2,080
墓園管理運営事業	企画総務課	13,539	13,804
	玉山総合事務所 税務住民課	46	22
夜間急患診療所管理運営事業		69,639	68,228
第二次救急医療事業		31,448	29,664
		21,000（繰越分）	21,000（繰越分）
在宅当番医制事業		8,030	8,030
医務薬務指導事業		3,703	3,570
患者輸送事業	企画総務課/盛岡地区、都南地区	4,045	3,796
	玉山総合事務所/玉山地区	10,382	10,431
小児救急輸番制病院事業		13,053	13,314
医師等育成事業		31,344	31,374
献血推進事業		652	652

## 3.2.保健所管理運営事業

### 3.2.1.事業の概要

#### (1) 事業内容

盛岡市保健所（都南地区保健センター、飯岡地区保健センター、高松地区保健センターを含む）の施設設備の維持管理を行うため、清掃及び警備並びに機械設備の保守等を業務委託により実施している。業務委託費以外には水道光熱費や修繕費を負担している。

#### ① 予算と実績

事業費（千円）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	36,732	34,823	34,505
決算額	30,988	31,211	32,520
差額	5,744	3,611	1,985

## ②事業の経緯

都南地区保健センター（昭和55年竣工）が平成4年度旧都南村との合併をもって、また飯岡地区保健センターが平成11年度の竣工から保健センターの所管となっていた。

平成20年4月1日に盛岡市が中核市に移行したことに伴い、地域保健法第5条第1項に基づき盛岡市保健所を設置し、併せて従来保健センターで行ってきた事業も保健所で所管することになった。更に、平成21年度に旧競馬場跡地に市民の健康づくりの拠点として高松地区保健センターを設置し、保健所で所管している。

## ③施設概要

保健所等施設（墓園を除く。）は、以下の通りである。

### ① 盛岡市保健所

所在地：盛岡市神明町3番29号

敷地面積：1,183.33㎡

延床面積：5,475.88㎡

構造等：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上9階

改修年月日：平成20年1月15日（建築年月日：昭和57年3月8日）

開所年月日：平成20年4月1日

設置に係る経費：1,018,407千円

施設 1階：案内所、情報コーナー、プレイルーム

2階：事務室（健康推進課）、夜間急患診療所（内科・小児科）

3階：中ホール、相談室（1歳6か月・3歳児健康診査会場）

4階：研修室、調理実習室（健康教室等）

5階：微生物・理化学検査室、会議室、相談室

6階：事務室（保健所長室、企画総務課、保健予防課、生活衛生課）

7階：大ホール（講習室等）、会議室、予防活動室、印刷室

8階：書庫、倉庫

9階：高架水槽室、電気室

### ② 盛岡市夜間急患診療所

所在地：盛岡市神明町3番29号（市保健所2階）

診察科：内科、小児科

診療時間：午後7時から午後11時30分（受付時間は午後11時まで）年中無休

### ③ 都南地区保健センター

所在地：盛岡市津志田14地割37番地2

建物面積：604.00㎡

構造等：鉄骨鉄筋コンクリート 2階建

竣工：昭和 55 年 3 月

工事費：約 70,000 千円

施設 1 階：機能訓練室、相談室 2、検査室、各種検診室、資料室、機械器具室、トイレ

2 階：会議室 3、栄養指導室、集団指導室、物置、トイレ

④ 飯岡地区保健センター

所在地：盛岡市下飯岡 8 地割 100 番地

建物面積：136.47 m<sup>2</sup>

構造等：鉄骨鉄筋コンクリート 平屋建

竣工：平成 11 年 11 月

工事費：約 40,000 千円

施設：機能訓練室、相談室 2

⑤ 高松地区保健センター

所在地：盛岡市上田字毛無森 2 番地 11

建物面積：549.01 m<sup>2</sup>

構造等：鉄骨造 平屋建

竣工：平成 20 年 2 月

開所：平成 21 年 4 月 1 日

工事費等：126,588 千円

施設：ホール、会議室・相談室、栄養学習室、トイレ（男子、女子、多目的（身障者用、オストメイト対応））、倉庫、湯沸室、駐車場（21 台（内身障用 2 台））

## (2) 業務委託契約

### ① 業務委託に係る事務

市長内部部局専決及び代決に関する規程（以下、「専決代決規程」という。）により、執行の決定に係る決裁権限者が定めている。

### ② 清掃業務委託の実施について

市長内部部局専決及び代決に関する規程（以下、「専決代決規程」という。）によれば、執行の決定に係る決裁権限者は以下の通りである。

1 件 4,000 万円以上のもの	市長
1 件 1,000 万円以上 4,000 万円未満のもの	副市長
1 件 100 万円以上 1,000 万円未満のもの	部長等
1 件 100 万円未満のもの	課長等

### ③ 契約方法について

	原則	例外
競争入札	(一般競争入札) 参加資格を事業所の所在地、経験等により予め制限した上で参加者を募って入札を行う条件付一般競争入札を採用している。	(指名競争入札) 以下の場合に限り採用することができる。 ▶ 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないものをする場合 ▶ 一般競争入札に付することが不利な場合
随意契約	見積合せ	一者随意契約

### ④ 決裁権限者について

契約の締結に係る決裁権限者については、「専決代決規程」に定めがある。

### ⑤ 契約手続について

契約書作成、契約保証金などの事項につき、「財務規則第5章契約第5節契約の締結」及び「契約検査事務の手引き」並びにその他の各種規程及び契約約款等によって規制されている。

#### 3.2.2. 監査手続

- ▶ 事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- ▶ 保健所（都南地区、飯岡地区及び高松地区の各保健センターを含む）の視察
- ▶ 保健所管理運営事業に係る業務委託一覧表の査閲
- ▶ 関連する規程等の閲覧
- ▶ 業務委託の条件等に関する担当者からのヒアリング
- ▶ 委託契約に関する契約書、実績報告等の閲覧

#### 3.2.3. 監査の結果

##### (1) 清掃業務委託に係る届出について

業務委託契約約定第8条に、「業務責任者及び業務従事者をもって業務を履行するものとし、契約締結時には仕様書の定めるところにより、必要事項を発注者に通知しなければならない。」と記述しており、盛岡市保健所清掃業務委託仕様書には「受注者は、業務責任者及び業務従事者について、氏名、生年月日、住所を届け出ること」と記述していた。これに従い、受託者は業務責任者届及び清掃業務委託従事者届を行っていた。

但し、当該届出書には業務責任者及び業務従事者について、氏名、生年月日、住所が記載されていた。これは、受注者が任意に作成した様式であった。

## (2) 保健所入り口のカギの取扱いについて

清掃業務は休日に行うこともあり、休日に入館する際は、本庁舎にあるカギを清掃業者が受け取りに行き、保健所入り口のカギを開け、作業終了後に本庁舎に返還していた。休日に清掃がある場合は、保健所内に事前に通知されていた。

また、清掃業者がカギを借りる際は、カギ貸し出し簿に氏名、持ち出し時間、返却時間を記載していた。

## (3) 施設の稼働状況について

平成 25 年度における施設の稼働状況を表す資料は以下の通りである。

### ①高松地区保健センター利用実績

月	回数	用務	延人数	月	回数	用務	延人数
4	2	子育て支援業務	60	11	2	地域健康推進業務	40
	2	地域健康推進業務	40		3	子育て支援業務	90
5	2	地域健康推進業務	40	12	3	地域健康推進業務	55
	1	子育て支援業務	30		3	子育て支援業務	90
	1	他機関サークル用務	18	1	地域健康推進業務	20	
6	2	地域健康推進業務	40	1	2	地域健康推進業務	40
	1	子育て支援業務	30		2	子育て支援業務	60
7	3	子育て支援業務	85		1	育児サークル用務	20
	2	地域健康推進業務	40	2	2	子育て支援業務	60
	1	介護支援業務	100		2	地域健康推進業務	40
8	2	地域健康推進業務	40	3	2	子育て支援業務	60
	2	子育て支援業務	60		3	地域健康推進業務	55
9	4	子育て支援業務	120		1	市高齢者支援室	15
	2	地域健康推進業務	40	計	56		1,448
10	2	子育て支援業務	60				

### 【上記以外の市保健所での使用実績】

保健所健康推進課	健康相談	12 回		特定保健指導 動機づけ	1 回
	子育て相談	12 回		ふれあい体験学習	1 回
	特定保健指導	1 回		1 歳 6 ヶ月検診	12 回
	骨粗しょう症予防検診	1 回		3 歳児健診	12 回
	胃がん集団検診	1 回			

## ②都南地区保健センター利用実績

月	日	用務	延人数	月	日	用務	延人数
6	1	地域健康推進業務	30	10	1	他機関サークル用務	14
	1	市用務	30	11	1	他機関サークル用務	14
	1	他機関サークル用務	14	3	1	他機関サークル用務	14
7	1	他機関サークル用務	16	計	7		132

### 【用務別実績等】

用務	利用回数	延人数
地域健康推進業務	1	30
他機関サークル用務	5	72
市用務（盛岡南整備課）	1	30
計	7	132

### 【盛岡市保健所での主な使用実績】

保健所健康 推進課	健康相談	12回	特定保健指導動機づけ 支援教室	5回	
	子育て相談	53回		1歳6ヶ月検診	12回
	特定保健指導	1回		3歳児健診	12回
	骨粗しょう症予防検診	1回			
	胃がん集団検診	8回			

## ③飯岡地区保健センター利用実績

月	回	申請者	延べ人数	月	回	申請者	延べ人数
4	1	子育て支援業務	60		1	子育て支援業務	60
5	1	子育て支援業務	60	11	1	子育て支援業務	60
6	1	子育て支援業務	60	12	1	子育て支援業務	60
7	1	子育て支援業務	60	1	1	子育て支援業務	60
8	1	育児サークル用務	20	2	1	子育て支援業務	60
	1	子育て支援業務	60	3	1	子育て支援業務	60
9	1	子育て支援業務	60	計	14		760
10	1	育児サークル用務	20				

### 【用務別実績等】

用務	利用回数	延べ人数
子育て支援業務	12	720
育児サークル用務	2	40
計	14	760

【盛岡市保健所での主な使用実績】

保健所健康推進課	健康相談	12回
	子育て相談	12回
	特定保健指導	6回
	骨粗しょう症予防検診	1回
	1歳6ヶ月検診	12回
保健所生活衛生課	クリーニング所営業者向け説明会	2回

④盛岡市保健所年間利用実績

担当課	会議室	使用日数	使用回数
企画総務課	7階大ホール	101	89
	7階第3会議室	122	90
健康推進課	4階401研修室	170	184
	3階中ホール	148	156
	1階プレイルーム	148	182
保健予防課	5階第1会議室	127	138
	5階第2会議室	107	112
計		923	951

3.2.4. 監査の結論

(1) 清掃業務委託に係る届出について (意見 1)

清掃業務という業務の特殊性から、ビル内の部外者進入禁止の場所であっても職員と同様に出入りできることを考慮し、職員と同様に清掃業務に従事する人物の管理が望まれる。

(2) 保健所入り口のカギの取扱いについて (意見 2)

カギは金属製で複製が容易なものであり、保健所入り口のカギの取扱いとしては不用意である。カギの貸し出し管理だけでなく、カギの複製を防止し、かつ保健所内への入退出記録が残るようにセキュリティカードを利用する等カギの取扱いに関しては慎重に検討する必要がある。

(3) 地区保健センターの稼働状況について (意見 3)

平成25年度における保健所以外の団体（外部団体）利用数は、高松地区保健センター56回（月平均4.7回）、飯岡地区保健センター14回（月平均1.2回）であるが都南地区保健センターにいたっては7回（月平均0.6回）である。

もちろん、単純に外部利用を多くすればいいという訳ではないが、施設の有効利用という観点からは、盛岡市のホームページを利用して外部団体が利用できることを周知するなどの対策を講じるのが望ましい。

### 3.3.墓園管理運営事業

#### 3.3.1.事業の概要

##### (1) 事業内容

市営墓園（新庄墓園，青山墓園，古川墓園）の管理・運營業務を行う。新庄、青山の両墓園は、「墓地、埋葬等に関する法律」をはじめとする諸法令の規定に基づき、宗教宗派に関わらない遺骨収用施設を市民に提供し、市民個々の宗教感情を充足させるとともに、併せて公衆衛生を確保するために設置されている。これらの墓園に関しては、平成18年4月から指定管理者による管理が行われていたが、平成25年11月30日をもって指定管理者を取り消し、盛岡市自ら管理している。

古川墓園は、昭和49年の供用開始当初から指定管理者である「古川墓園管理協議会」による管理が行われ、指定管理料は無料として、年間管理料をもって維持管理されている。

##### ① 予算と実績／企画総務課

事業費（千円）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	11,046	13,807	13,539
決算額	13,236	12,412	13,804
差額	* -2,190	1,395	-265

\*新庄墓園における雪害倒木の除去費用1,275千円が発生

##### ② 予算と実績／玉山総合事務所 税務住民課

事業費（千円）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	46	46	46
決算額	22	19	22
差額	24	27	24

古川墓園を除く玉山地区内26の墓地（公葬地を含む）については、地域墓地として維持管理されているが、墓地への通路・駐車場の敷き砂利については購入提供している。

##### (2) 墓地の種類別区画数

##### ① 新庄墓園

種類	4 m <sup>2</sup>	6 m <sup>2</sup>	8 m <sup>2</sup>	計
芝生墓地	2,799 区画	453 区画	—	3,252 区画
普通墓地	3,537 区画	461 区画	248 区画	4,246 区画

種類	4 m <sup>2</sup>	6 m <sup>2</sup>	8 m <sup>2</sup>	計
計	6,336 区画	914 区画	248 区画	7,498 区画

## ②青山墓地

種類	3 m <sup>2</sup>	4 m <sup>2</sup>	計
普通墓地	666 区画	336 区画	1,002 区画

## ③古川墓地

種類	A型 (7.29 m <sup>2</sup> )	B型 (4.86 m <sup>2</sup> )	計
普通墓地	210 区画	410 区画	620 区画

### (3) 使用料・管理料の金額

墓地を永久に借入れられる使用料と、墓園内の共有部分における清掃や手入れのための管理料（年1回）は次の通りである。

区分		広さ	使用料	年間管理料
新庄墓園	芝生墓地	4m <sup>2</sup>	76,000円	2,000円
		6m <sup>2</sup>	112,000円	3,000円
	普通墓地	4m <sup>2</sup>	272,000円	2,000円
		6m <sup>2</sup>	408,000円	3,000円
		8m <sup>2</sup>	544,000円	4,000円
青山墓園	普通墓地	3m <sup>2</sup>	204,000円	600円
		4m <sup>2</sup>	272,000円	800円
古川墓園	普通墓地 (A型)	7.29m <sup>2</sup>	121,000円	2,500円
	普通墓地 (B型)	4.86m <sup>2</sup>	107,000円	2,000円

### (4) 市営墓地使用状況

年度	新庄墓園 (7,498 区画)				青山墓園 (1,002 区画)			
	新規	返還	使用区画	残区画	新規	返還	使用区画	残区画
20	139	37	5,859	377	0	6	994	8
21	128	34	5,953	283	8	4	998	4
22	93	29	6,017	219	0	4	994	8
23	124	27	6,114	122	6	1	999	3
24	108	33	6,189	47	6	3	1,002	0
25	176	47	6,318	1,180	5	6	1,001	1

年度	古川墓園 (620 区画)			
	新規	返還	使用区画	残区画
20	1	1	565	18
21	18	2	563	57

年度	古川墓園 (620 区画)			
	新規	返還	使用区画	残区画
22	3	3	563	57
23	6	6	563	57
24	10	4	569	51
25	6	4	571	49

#### (5) 埋葬及び火葬並びに改葬

年度	埋葬		火葬		埋葬及び火葬 (再掲)		改葬	無縁墳墓の改葬(再掲)
	死体	死胎	死体	死胎	死体	死胎		
20	0	0	2,495	105	2,495	105	55	0
21	0	0	2,547	94	2,547	94	51	0
22	0	0	2,659	87	2,659	87	45	0
23	0	0	2,821	105	2,821	105	41	0
24	0	0	2,766	97	2,766	97	65	5
25	0	0	2,902	92	2,902	92	60	0

#### (6) 墓地、火葬場及び納骨堂数

年度	墓地						火葬場	納骨堂
	地方公共団体	民法法人	宗教法人	個人	その他	計		
20	3	1	53	21	1	7	1	3
21	3	1	53	21	1	79	1	3
22	3	1	53	21	1	79	1	3
23	3	1	53	21	1	79	1	3
24	3	1	53	21	1	79	1	3
25	3	1	53	21	1	79	1	3

### 3.3.2. 監査手続

- 事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- 墓園の視察
- 墓園に係る条例や規程等の閲覧
- 指定管理者の選定に係る資料の閲覧
- 指定管理者仕様書、基本協定書等の閲覧

### 3.3.3. 監査の結果

#### (1) 墓地使用料について

昭和 49 年 6 月 1 日に新庄墓園が開園しており、芝生墓地及び普通墓地の当初の墓地使用料については総事業費を墓地の区画面積で除して求め、1 m<sup>2</sup>につき 18,000 円とし、芝生墓地についてはカロート（納骨設置）の使用料としての 4,000 円を加算した額としていた。その後、普通墓地の拡張に際して、拡張墓域の事業費をもとに単価計算を行い、算定した金額が現行墓地使用料を超えた場合に改定を行っていた。その際、芝生墓地と普通墓地を区分して墓地使用料を定めていたため、拡張されていない芝生墓地については金額の改定が行われていなかった。そのため、現在の 1 m<sup>2</sup>当たりの使用料は次のようになっている。

区分		使用料
新庄墓園	芝生墓地	18,000円/m <sup>2</sup>
	普通墓地	68,000円/m <sup>2</sup>
青山墓園	普通墓地	68,000円/m <sup>2</sup>
古川墓園	普通墓地（A型）	16,598円/m <sup>2</sup>
	普通墓地（B型）	22,016円

#### (2) 古川墓園に係る年間管理料の改定について

盛岡市古川墓園に係る利用料金（年間管理料）は、盛岡市墓園条例第 22 条第 2 項に「前条（市墓園条例第 21 条）の墓地管理料の額の範囲内で、予め市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。」とされていた。尚、盛岡市古川墓園の管理運営に関する基本協定書第 7 条において「古川墓園管理協議会は盛岡市の定める日までに、条例第 22 条第 2 項の規定により、市長の承認を得て、利用料金の額を定めなければならない」とされていた。

同条例第 21 条に定める古川墓園の墓地管理料は、平成 25 年 3 月 27 日条例 20 号において 1 区画において普通墓地 A が 2,000 円から 2,500 円に、普通墓地 B が 1,500 円から 2,000 円に改定され「平成 25 年 4 月 1 日から施行する。」としていた。

当該改定を受けて、指定管理者である古川墓園管理協議会は平成 25 年 4 月 6 日に開催された「第 40 回古川墓園管理協議会定期総会」において、古川墓園管理協議会規約の改正の承認を行い利用料の改正も行い平成 25 年 4 月 6 日から実施するとしていた。

平成 25 年度の利用料金の徴収は、同年 4 月 6 日に協議会規約が改正された後に行われており、同年 4 月 1 日時点で前年度から継続的に使用している利用者と協議会の規約が改正された同年 4 月 6 日以降に墓地使用許可を受けた利用者ともに、値上げ後の利用料金で徴収していた。当該年度に係る利用料金（墓地管理料）の額、徴収方法、徴収時期については同総会において議案として提出され決議されていた。利用料金の徴収は例年 5 月下旬に

行われており、平成 25 年度については口座振替の徴収日を 5 月 20 日と 5 月 31 日とし、集金による徴収日については、同月末日として決議していた。

---

### 3.3.4. 監査の結論

---

#### (1) 墓地使用料について（指摘事項 1）

---

普通墓地と芝生墓地との区分はあるものの、草刈や除雪等の管理に要する経費に差はなく、墓地を永久に借入れられる当該使用料は土地の利用に伴い負担する費用と考えられるため、同じ墓園内で普通墓地と芝生墓地で 1 m<sup>2</sup>当たりの単価が異なるのは不合理である。

一方で、芝生墓地の造成予定が無く普通墓地のみが造成される中で、芝生墓地の使用料についても、1 m<sup>2</sup>当たりの単価に違いが生じないよう普通墓地と同じ単価に改定した場合、芝生墓地使用者間で使用料の不均衡が生じる懸念がある。これについては、普通墓地使用者間では既に 1 m<sup>2</sup>当たりの単価に違いが生じており、普通墓地と芝生墓地を区分して芝生墓地使用者に対しては単価改定を行わないということの方が不均衡といえる。

今後、使用料を見直す際は普通墓地と芝生墓地の 1 m<sup>2</sup>当たりの単価に違いが生じないように改定する必要がある。

#### (2) 古川墓園に係る墓地管理料の改定について（指摘事項 2）

---

盛岡市は、市墓園条例において利用料金の決定時期が明確に示されていないことから、当該年度に係る利用料金について、当該年度の徴収時期までの期間において総会の議決を経て定められた利用料金は市墓園条例の規定に基づく適正な手続によるものと考えていた。そのため、平成 25 年度に係る利用料金（墓地管理料）については、市墓園条例第 22 条第 2 項の規定に基づき同条例第 21 条に定める墓地管理料の額の範囲内で指定管理者が定めたものになり、同条例の規定に抵触するものではないと解釈していた。

一方で、利用料金の決定時期については、盛岡市古川墓園の管理運営に関する基本協定書第 7 条において、「古川墓園管理協議会は盛岡市の定める日までに、条例第 22 条第 2 項の規定により、市長の承認を得て、利用料金の額を定めなければならない」と定められているにも関わらず、期限の定めを行わず、総会決議後に市長の承認も得ていなかった。

市墓園条例第 22 条第 3 項には「使用者は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度利用料金を支払わなければならない。」と規定されていることから、継続的に使用している使用者にとっては、年度当初の利用料金で徴収されることが予見される。そのように考えると、利用料金の改定がある場合には、年度途中の改定ではなく、改定事業年度より前の年度に行うことが必要である。

また、利用料金の改定の重要性から、盛岡市の定める日までに利用料金の額を定めるよう基本協定に記載し、かつ市長の承認を得るようにしているのだから、盛岡市は利用料金の改定手続の管理を徹底する必要がある。

### 3.4.夜間急患診療所管理運営事業

#### 3.4.1.事業の概要

##### (1) 事業内容

昭和51年に開設し、夜間の初期救急医療を確保するため年中無休で応急的な診療を行っており、管理運営は市の直営となっている。

診療科目は内科及び小児科であり、診療時間は午後7時から11時30分までである。診療体制は、医師各科1名のローテーション制を取り、市医師会より派遣を受けて25年度実績で内科は市内内科医94名、小児科は市内開業医や輪番病院の他、滝沢市等近隣の小児科医を合わせて40名を非常勤職員として任用し診察を行っている。薬剤師は1名のローテーション制を取り、16名を非常勤職員として任用している他に市立病院薬剤師3名が参加している。また、看護師は平日2名、休日等3名が従事、医療事務は外部委託により行っている。

入院が必要と思われる病気は二次救急として小児入院受入病院や輪番病院を受診し、交通事故・全身やけどなど重篤なケガや病気は三次救急として高次救急救命センターを受診するようにしている。症状が軽いのに二次救急や三次救急を受診すると重傷者の治療に支障があるので、盛岡地区救急医療体制の受診ルールを市民に理解してもらい、地域全体で地域医療を支えていけるようにしている。

- 診療科目：内科、小児科（各1名診療体制）
- 診療時間：午後7時～11時30分
- 診療受付時間：午後7時～11時
- 休診日：無（年中無休）

##### ① 予算と実績

事業費（千円）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	66,612	66,648	69,939
決算額	65,416	65,538	68,228
差額	1,196	1,110	1,711

##### ② 診療科別利用状況

年度	患者総数	診療科別	
		小児科	内科
20	7,993	5,766	2,227
21	10,236	6,958	3,278
22	8,004	5,443	2,561

年度	患者総数	診療科別	
		小児科	内科
23	7,539	5,213	2,326
24	7,363	4,777	2,586
25	7,205	4,777	2,428

### ③年齢別利用状況

年度	年齢別										
	0	1～5	6～12	13～15	16～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
20	732	3,306	1,459	292	499	696	469	220	141	92	87
21	680	3,633	2,157	557	918	897	677	311	193	98	115
22	751	3,094	1,391	242	607	748	524	270	158	115	104
23	653	2,852	1,454	279	539	646	515	251	169	87	94
24	586	2,718	1,251	264	580	706	578	275	182	108	115
25	508	2,747	1,292	256	551	674	544	272	167	93	101

### ④曜日別利用状況

年度	患者総数	曜日別						
		月	火	水	木	金	土	日
20	7,993	1,010	927	1,022	995	969	1,698	1,372
21	10,236	1,337	1,121	1,270	1,152	1,090	2,274	1,992
22	8,004	1,027	904	1,010	1,013	891	1,745	1,414
23	7,539	926	828	930	866	866	1,719	1,404
24	7,363	965	768	1,003	856	784	1,612	1,375
25	7,205	899	822	894	966	795	1,567	1,262

### ⑤時間帯別利用状況

年度	時間帯別					時間帯別要救急					その他*			
	19:00 ～	20:00 ～	21:00 ～	22:00 ～	23:00 ～	19:00 ～	20:00 ～	21:00 ～	22:00 ～	23:00 ～	指導	照会	搬入	転送
20	3,511	2,080	1,663	707	32	531	323	258	118	8	32	4,153	0	140
21	4,469	2,734	2,040	941	52	693	372	298	118	16	25	5,875	0	133
22	3,460	2,185	1,621	720	18	638	380	302	147	3	15	3,948	0	122
23	3,375	2,005	1,437	710	12	587	355	275	130	2	12	3,725	0	121
24	3,233	1,949	1,452	722	7	685	397	301	147	2	6	3,442	0	121
25	3,187	1,981	1,407	619	11	561	360	279	125	4	11	3,270	0	92

\* 指導：電話問い合わせに対し、医師が電話により対応した件数

照会：電話問い合わせに対し、看護師が電話により対応した件数

搬入：他医療機関より盛岡市夜間急患診療所へ転送された件数

転送：盛岡市夜間急患診療所より他医療機関へ転送した件数

### ⑥地域別利用状況

年度	地域別										合計
	市内	八幡平	雫石	葛巻	岩手	滝沢	紫波	矢巾	他市町村	県外	
20	6,084	104	135	1	44	574	318	407	159	167	7,993

年度	地域別										合計
	市内	八幡平	雫石	葛巻	岩手	滝沢	紫波	矢巾	他市町村	県外	
21	7,872	124	175	3	66	776	369	417	205	229	10,236
22	6,180	87	96	1	70	556	334	325	143	212	8,004
23	5,727	109	107	3	45	586	293	311	143	215	7,539
24	5,582	104	90	1	48	599	292	276	155	216	7,363
25	5,502	102	122	1	26	584	290	286	127	165	7,205

### 3.4.2. 監査手続

- 事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- 物品管理状況の視察
- 盛岡市夜間急患診療所条例等関連資料の閲覧

### 3.4.3. 監査の結果

#### (1) 盛岡市夜間急患診療所の利用について

夜間急患診療所の利用案内について、「広報もりおか」では小児救急入院受入当番病院欄が掲載されており、2007.3.15号以降の毎月15日号には入院が必要ない場合は夜間急患診療所を受診するように掲載を始めていた。また、2008.7.15号より盛岡市医師会のホームページアドレスを掲載し、こどもの具合が悪くなった場合の対処法を案内していた。更に、2008.9.15号より夜間急患診療所について小児救急入院受入当番病院欄の最上部に地図を掲載していた。

【広報もりおか掲載事例】（2015年1月15日号）



## 診療時間外に子どもの具合が悪くなったら…

市医師会ホームページをご覧ください<http://www.morioka-med.or.jp/syouni/1.htm>

■症状が軽い場合（19時～23時）

### 市夜間急患診療所へ

神明町3-29（市保健所2階）

☎654-1080、小児科・内科、年中無休



■症状が重い場合

### 小児救急入院受入当番病院へ

症状が重く入院が必要と思われる子どもと、市夜間急患診療所や休日救急当番医が診療していない時間帯の急病の子どもを受け入れます。

土曜は13時から17時まで、夜間は17時から翌朝9時までです。

2月

日	月	火	水	木	金	土	当番病院一覧
1 日赤	2 中央	3 川久保	4 医大	5 中央	6 中央	7 こども	<b>中央</b> 県立中央病院 上田一丁目4-1 ☎653-1151
8 中央	9 医大	10 川久保	11 中央	12 日赤	13 中央	14 医大	<b>日赤</b> 盛岡赤十字病院 三本柳6-1-1 ☎637-3111
15 中央	16 日赤	17 川久保	18 中央	19 中央	20 医大	21 こども	<b>医大</b> 岩手医科大学附属病院 内丸19-1 ☎651-5111
22 日赤	23 中央	24 中央	25 医大	26 中央	27 日赤	28 医大	<b>こども</b> もりおかこども病院 上田字松屋敷11-14 ☎662-5656
							<b>川久保</b> 川久保病院 津志田26-30-1 ☎635-1305

日中の診療時間に受診できる人は、日中の時間内に受診しましょう。また、時間外  
の受診は小児救急入院受入当番病院に集中し、重症な子どもの治療に支障を来す恐れ  
があります。まずは市夜間急患診療所を受診しましょう。

日曜、祝日の日中は休日救急当番医（7ページ参照）を受診してください

夜間急患診療所では診察を行った医師が救急度の判断を行っており、それを取りまとめたものが下の表である。「救急度あり」、「少しあり」及び「なし」の3区分により判断され、「救急度あり」のうち二次救急や三次救急病院に転送されたケースもあった。

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	小児科	内科	小児科	内科	小児科	内科
小児科患者数	5,213	2,326	4,777	2,586	4,777	2,428
救急度あり	856	493	949	583	808	521
うち転送	66	55	83	44	59	45
救急度少	1,835	1,078	1,626	1,201	1,641	1,132
救急度無	2,522	755	2,201	802	2,328	775
救急度無の割合 (%)	48.4	32.5	46.1	31.0	48.8	32.0

\*24年度の合計件数の不一致については、救急度の集計漏れによる。

緊急度は、医師が受診者の診察結果を受けて判定するものであることから、結果として医師が緊急度なしと判断する患者であっても夜間急患診療所の受診を安易に抑制するのは、安心安全な地域医療の提供に反することになると市では考えていた。一方で、転送の割合は常に一定程度発生しており、緊急度が高く始めから三次救急や二次救急病院を受診した方が良いと思われるケースもあった。

## (2) 患者未収債権の管理について

夜間急患診療所を利用する場合に、窓口での支払いができない場合に未収金の扱いとなる。保険証を持参しなかった場合には診療費用の全額が自己負担額として処理していた。また、保険証を持参しなかったために当日全額を納付した場合は、後日保険証を提示する等の一定の手続きをとることで保険者負担分を返金していた。

全額自己負担とされた患者に対しては、未納額を記載した「盛岡市夜間急患診療所使用料領収書」及び保険証を忘れてきた方へと題して「盛岡市夜間急患診療所使用料払戻申請書」を渡していた。

未収が発生した当日の窓口では「盛岡市夜間急患診療所未収金処理簿」に必要事項を記入して未収金を管理し、翌営業日に財務会計システムで調定を起し、納入通知書を作成していた。納入通知書は患者が利用するものではなく、患者が窓口で未納額を支払った場合に、企画総務課で納入通知書を使い、盛岡市の口座に入金するためのものであった。入金処理は歳入予算整理簿で行い、実行処理された日が納入月日となっていた。

払戻金（還付金）は現金でのお返しはできないこととしており、払戻が生じる場合には「盛岡市夜間急患診療所使用料払戻申請書」を記入し、来所又は郵送による手続きで還付される。払戻申請書が受理されると、患者へは還付金額及び振込期日までは3～4週間かかる旨を記載した「医療費払戻（還付）申請をされた方へ」と患者の自己負担分のみが記載された「盛岡市夜間急患診療所使用料受領書」が渡される。また、後日、市の納税課から「過誤納金還付口座振込通知」が患者宛に届くことになっていた。納入が遅延すると電話督促し回収を図っていた。

### ①未収金の管理状況

受診月日	患者負担金	領収金額	未収金額	現金納め月日	納めた金額	納入通知書月日	納入期限	納入月日	摘要
25. 4. 18	11,440	1,000	10,440	25. 5. 1	1,290	25. 4. 19	25. 5. 31	25. 5. 7	A
25. 4. 20	11,780	5,000	6,780	25. 4. 23	6,780	25. 4. 22	25. 5. 31	25. 4. 25	D
25. 9. 2	17,030	9,000	8,030	25. 9. 3	8,030	25. 9. 3	25. 9. 30	25. 9. 5	D
25. 9. 16	11,430	6,000	5,400	25. 9. 17	5,400	25. 9. 17	25. 9. 30	25. 9. 19	D
25. 10. 5	8,180	5,700	2,480	25. 10. 6	2,480	25. 10. 7	25. 10. 31	25. 10. 8	D
25. 10. 13	12,570	4,000	8,570	25. 10. 14	8,570	25. 10. 15	25. 10. 31	25. 10. 15	D
25. 12. 18	9,110	0	9,110	-	-	25. 12. 19	26. 1. 31	-	B

受診 月日	患者 負担金	領収 金額	未収 金額	現金納め 月日	納めた 金額	納入通知 書月日	納入期限	納入月日	摘要
26. 1. 12	13,680	3,000	10,680	-	-	26. 1. 14	26. 1. 31	-	C
26. 2. 11	11,780	5,000	6,780	-	-	26. 2. 12	26. 2. 28	-	C
26. 3. 3	13,500	5,000	8,500	25. 3. 10	8,500	26. 3. 4	26. 3. 31	25. 3. 12	D
26. 3. 6	13,970	10,000	3,970	25. 3. 7	3,970	26. 3. 7	26. 3. 31	25. 3. 10	D

A：後日来所時に保険証を提示し、患者自己負担分の不足額のみを支払った。

B：25年度の未納者になっていた。これに件に関しては納入予定日（12/19）を過ぎた段階で督促の電話をいれており、最終的に6月11日に電話連絡の上、納付書を送付していた。

C：受診日に保険証を忘れたため全額自己負担の扱いとなったが、患者自己負担分を超える金額を当日窓口で支払っていたため、残額を払戻請求した。

D：受診日に保険証を忘れたため全額自己負担の扱いとなったが、後日窓口で支払った。

## ②過年度に未収が生じた割合

年度	患者総数	未収金処理簿件数	未収金割合
23	7,539	52	0.69%
24	7,363	61	0.83%
25	7,205	41	0.57%

## ③平成25年度未収金件数及び残高

名称	件数	収入未済額（円）
平成24年度以前分	23	88,020
平成25年度現年分	3	25,650
合計	26	113,670

### 3.4.4. 監査の結論

#### (1) 盛岡市夜間急患診療所の利用について（意見4）

盛岡市夜間急患診療所の案内には、比較的初期の軽い症状の場合に受診するように記載しているが、緊急性についての具体的な記載はない。そのため、盛岡市では救急度が無い場合に受診するケースが非常に多く、小児科では約5割、内科では約3割の患者に緊急性は無いと判断している。本来は急患病院であるので、小児科医が不足している現状で、緊急性の無い患者に対して夜間診療を行うことは医師の負担の増加を招き、将来の地域医療体制に影響を与える可能性がある。

一方で、緊急性の判定は医師が受診者の診察結果を受けて行うものであり、患者自身が緊急性について自己判断するのは危険な行為である。そのため、安心安全な地域医療の提供という点から、医師が緊急性なしと判断する患者であっても夜間急患診療所の受診を受

付けるのは当然と言える。しかし、入院の可能性が高く症状が重い場合に、始めから三次救急や二次救急病院を受診しないというのは危険である。

現在、市ホームページの「盛岡市夜間急患診療所紹介ページ」では、『子どもの救急医療体制について』として、盛岡市医師会ホームページ『症状からみた医療機関の受診の仕方について』にリンクを貼っている。このリンク先のページでは、子どもの気になる症状から見た、医療機関の受診の仕方について、フローチャートにまとめられており、軽い症状であれば夜間急患診療所、重い症状の場合は二次救急医療機関への受診が誘導されるなど有用であると考えるが、広報もりおかでは、直接盛岡市医師会のホームページを閲覧するようホームページアドレスを掲載しているのみである。

ホームページの情報は積極的に閲覧することで初めて目にするものであるから、高い頻度で目にする機会の多い活字媒体である広報もりおかに閲覧先のホームページアドレスを掲載する際には、どのような情報がそのホームページで見られるのかといった見出しを付けること等により、ホームページの閲覧を誘導することが望まれる。

## (2) 患者未収債権の管理について（意見 5）

---

夜間診療であるにも関わらず、患者総数に対する未収件数割合は1%にも満たず、更に、年度末における未収件数は過年度分を含めても26件と少数であった。しかし、未収金管理・納入事務手続、患者の窓口納入の手間、利用者サービスの向上等を考えると診療所の診療費についても、カード支払方式の導入を検討することが考えられる。カード支払方式の導入によるキャッシュレス化は、国民生活の多くの分野で広く普及しており、かつ夜間急患という状況を考慮すれば利用者の潜在的ニーズはあるものと考えられる。

## 3.5.在宅当番医制事業

---

### 3.5.1.事業の概要

---

#### (1) 事業内容

---

盛岡広域医療圏においても、二次救急及び三次救急の医療機関への過重な集中を避けることが緊急の重要な課題とされており、夜間、休日における初期救急医療機関が適切な役割を果たすことが必要とされている。

盛岡市では、軽い症状の救急患者に対し年中無休で応急的な診療を行い、夜間における初期救急医療の確保を図ることを目的として、盛岡市夜間急患診療所を開設している。

また、休日等の日中における医科及び歯科の初期救急医療を確保するため、盛岡市医師会及び盛岡市歯科医師会に対し以下の業務を委託している。

### ①盛岡市医師会

- 休日に診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施

医療機関体制	診療時間
内科2（南北）、小児科1、外科・整形外科1 但し、玉山区の医療機関の当番日には、盛岡地区でも1か所当番医を設け、内科北地区又は外科・整形外科各2か所とする。	9：00～17：00

- 地域住民に対する救急医療知識の普及啓発
- 地域住民に対する救急医療に関する情報提供

### ②盛岡市歯科医師会

- 休日の日中に診療を行う在宅当番医の当番日の調整
- 在宅当番医の実施

業務範囲	診療日	診療時間	場所及び実施体制
歯科の全域	日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月1日を除く年末年始の日	9時から 15時迄	場所は当番診療所、実施体制は1診療所。5月3日から6日の間及び12月29日並びに1月1日を除く年末年始の休日については、2診療所

### ③予算と実績

事業費（千円）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	8,030	8,030	8,030
決算額	8,030	8,030	8,030
差額	—	—	—

### ④在宅当番医・救急医療事業の患者数の推移

年度	内科	外科・整形外科	小児科	玉山区分	計	休日数(日)	1日平均
21	6,101	2,464	7,823	1,315	17,703	73	242.5
22	5,739	2,271	6,979	—	14,989	71	211.1
23	5,436	2,188	7,281	—	14,905	71	209.9
24	6,407	2,450	7,296	—	16,153	72	224.3
25	5,629	2,230	6,918	—	14,777	71	208.1

\*平成22年度から玉山区分も盛岡地区と併せて事業を実施していることから、平成22年度以降は玉山区分を含めた数字である。

### ⑤歯科在宅当番医制事業の患者数の推移

年度	患者数	休日数(日)*	1日平均
21	537	71	7.6
22	519	70	7.4

年度	患者数	休日数(日)*	1日平均
23	504	70	7.2
24	553	71	7.8
25	624	70	8.9

\*日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月1日を除く年末年始の日

### 3.5.2. 監査手続

- 事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- 業務委託契約書の閲覧

### 3.5.3. 監査の結果

#### (1) 業務委託契約に係る仕様書と報告様式（医科）について

平成25年度盛岡市在宅当番・救急医療情報提供業実施事業業務委託に係る仕様書に記載の業務内容及び提出書類は次のようになっていた。

##### 【仕様書に記載の業務内容】

- 休日に診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施
- 地域住民に対する救急医療知識の普及啓発
- 地域住民に対する救急医療に関する情報提供

##### 【仕様書に記載の提出書類】

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ① 完了報告書        | ④ 事業収支精算書       |
| ② 休日当番医来院患者数調書 | ⑤ その他事業実施に関する書類 |
| ③ 休日診療当番医一覧表   |                 |

上記提出書類のうち、①の完了報告書の添付書類として②から④が提出されていた。「地域住民に対する救急医療に関する情報提供」及び「地域住民に対する救急医療知識の普及啓発」については、⑤として盛岡市医師会のホームページ画面をアウトプットした資料が提出されていた。

盛岡市によれば、「地域住民に対する救急医療知識の普及啓発」及び「地域住民に対する救急医療に関する情報提供」の実施内容については、盛岡市医師会の自主性を重んじ、仕様書で具体的な指示は行っていないが、盛岡市医師会のホームページに掲載されている「子どもの救急医療体制について」等で地域住民に対する救急医療知識の普及啓発を図り、「休日救急当番医」等の案内により地域住民に対する救急医療に関する情報提供を行っているとのことであった。「地域住民に対する救急医療に関する情報提供」については、③の情報がホームページで閲覧できるようにしていた。但し、「地域住民に対する救急医療

知識の普及啓発」に関する提出資料は次のものであり、盛岡市医師会の独自性のある事業ではなかった。

#### 【提出資料】

- 岩手県医師会が県の委託により実施している「こども救急相談電話」の案内を掲載した盛岡市医師会のホームページのアウトプット
- 盛岡市医師会が日本医師会のホームページにリンクを張り、「救急蘇生法」を閲覧できるようにしていた日本医師会のホームページのアウトプット
- 盛岡市防災訓練の際に参加した一般市民に配布している日本医師会発行の携帯用リーフレットである「大切ないのちを救う 心肺蘇生法」
- 盛岡市医師会で作成している 2007 年秋発行の「もりおか医報人」で小児救急医療特集したものを「子供の救急医療体制について」のページから閲覧可能にしたホームページのアウトプット

尚、「地域住民に対する救急医療知識の普及啓発」、「地域住民に対する救急医療に関する情報提供」については、独自の資料作成等を仕様書で定めていないため、他法人が作成している既存の資料等を活用し普及啓発等を実施しても業務委託内容に反するものではないとしていた。

#### (2) 業務委託契約に係る仕様書と報告様式（歯科）について

平成25年度盛岡市歯科在宅当番医制事業業務委託に係る仕様書に記載の事業内容及び提出書類は次のようになっていた。

##### 【仕様書に記載の事業内容】

- A. 休日の日中に診療を行う在宅当番医の当番日の調整
- B. 在宅当番医の実施

##### 【仕様書に記載の提出書類】

- |         |         |                |         |
|---------|---------|----------------|---------|
| ①完了報告書  | (様式第1号) | ④患者数調書         | (様式第4号) |
| ②前金払請求書 | (様式第2号) | ⑤収支精算書         | (様式第5号) |
| ③実績報告書  | (様式第3号) | ⑥その他事業実施に関する書類 |         |

上記提出書類のうち、①の完了報告書に記載の事業内容は次のようになっていた。

- A. 休日の日中に診療を行う在宅当番医の当番日の調整
- B. 在宅当番医の実施
- C. 地域住民に対する救急医療知識の普及啓発業務

「C. 地域住民に対する救急医療知識の普及啓発業務」は仕様書に含まれていないにも関わらず、完了報告書の事業内容に記載されていた。完了報告書は、業務委託契約書に係る様式第1号として定められたものであり、受託者が任意に訂正できるものではなかった。

---

### 3.5.4. 監査の結論

---

#### (1) 業務委託契約に係る仕様書と提出書類（医科）について（意見 6）

---

仕様書に記載の救急医療知識の普及啓発と救急医療に関する情報提供については、専門性の高い内容であり、具体的に方法、内容、頻度等を指定することは困難と思われ、盛岡市医師会の自主性に任せるのも方法の一つである。そのため、仕様書に記載の業務内容は「地域住民に対する救急医療知識の普及啓発」及び「地域住民に対する救急医療に関する情報提供」と記載され、具体的な指示は行っていない。

救急医療知識の普及啓発として実施した内容は、他の法人が実施・作成したものを自身のホームページで紹介しているにすぎず、委託先である盛岡市医師会が独自に行ったものは2007年の「もりおか医報人」だけであった。

委託業務については、その目的に鑑み、委託した業務を評価できるよう委託する業務の範囲、程度、頻度等の基準を明確にするべきである。適正な履行を確保することによって委託契約の目的が達成されれば、委託事業の目的と内容を明確にした上で、その履行の確認を行うことは重要である。

#### (2) 業務委託契約に係る仕様書と報告様式（歯科）について（指摘事項 3）

---

仕様書と報告内容は整合するべきであるため、必要な項目を確認し仕様書又は報告様式を修正するべきである。

---

## 3.6. 医務薬務指導事業

---

### 3.6.1. 事業の概要

---

#### (1) 事業内容

---

医療施設の開設等の許可（病院開設許可を除く）、医療従事者の免許に関する業務、薬局・店舗販売業の許可、毒物・劇物販売業の登録、各種届出の受理及び立入検査に関する業務を実施し、適正な構造設備、診療体制の確保、適正な医薬品及び毒物劇物の取扱い並びに流通の確保について監視指導することにより、医療等を提供する施設が、医療等事故の防止や適正な医療・医薬品の供給等を行えるようにしている。

岩手県では「岩手県病院等立入検査実施要領」で定めた基準を満たすように立入検査対象を選定しており、盛岡市は岩手県が当該基準を満たすように立入検査を計画している。

立入検査は、医療法第26条第1項に規定された医療監視員が、厚生労働省が作成した都道府県等向けの「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」を踏まえて、岩手県独自に作成した岩手県病院等立入検査実施要領に準拠し実施している。

病院の立入検査は、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱（平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号附属）に従い、全ての病院を対象として原則年1回実施している。これに対し、診療所に対する立入検査の実施頻度については、法令等特段の規定がないため、岩手県独自に作成した岩手県病院等立入検査実施要領に準拠して行っている。

#### ① 予算及び実績

事業費（千円）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	826	662	3,703
決算額	711	565	3,570
差額	115	97	133

#### ② 医療従事者免許申請

年度	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	その他
21	57(36)	35(32)	22(11)	63(38)	12(5)	291(105)	101(78)	82(57)
22	78(59)	60(46)	24(13)	45(27)	8(3)	256(123)	99(64)	121(93)
23	67(53)	43(38)	22(5)	69(41)	12(6)	316(162)	98(68)	96(70)
24	74(46)	32(22)	21(7)	60(38)	19(15)	294(146)	102(75)	80(63)
25	73(60)	28(19)	43(28)	68(39)	12(8)	310(152)	123(101)	92(69)

\* () 内は新規申請数

#### ③ 医療関係施設数（平成25年4月1日現在）及び監視状況

	病院	一般診療	歯科診療	助産所	施術所	歯科技工	衛生検査
施設数	29	280	205	4	192	64	10
監視数	29	46	31	0	32	9	2

#### ④ 薬務関係施設数（平成25年4月1日現在）及び監視状況

	医薬品販売業				毒物劇物販売業			
	薬局	店舗販売	特例販売	計	一般	農業用	特定品目	計
施設数	171	71	1	243	145	25	12	182
監視数	51	23	0	74	24	2	1	28

### 3.6.2. 監査手続

- 事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- 要綱等の閲覧
- 立入検査に係る資料の閲覧

### 3.6.3. 監査の結果

#### (1) 立入検査実施計画について

盛岡市における診療所と衛生検査所については計画段階から「岩手県病院等立入検査実施要領」に記載の立入検査実施施設数を満たしていない。

また、実績では、診療所と衛生検査所以外でも「岩手県病院等立入検査実施要領」に記載の立入検査実施施設数を満たしていない。これは、計画段階に存在した施設が廃止された場合に実績数値が予定より少なくなっていることによる。

#### ① 病院等立入検査年間実施計画（平成 25 年 5 月）

	病院	診療所（一般 及び歯科）	助産所	施術所	歯科 技工所	衛生 検査所
施設数	29	484	5	195	64	10
24 年度実施施設数	29	67	0	34	12	2
25 年度実施予定施設数	29	75	1	40	12	2
実施予定率（%）	100	15.5	20.0	20.5	18.8	20.0
25 年度実施施設数	29	77	0	32	9	2
実施率（%）	100	15.9	0	16.4	14.0	20.0

#### ② 岩手県における立入検査施設

区分	立入検査実施施設
病院	全施設
診療所	全施設の概ね 5 分の 1 に相当する施設
助産所	全施設の概ね 5 分の 1 に相当する施設
施術所	全施設の概ね 5 分の 1 に相当する施設
歯科技工所	全施設の概ね 5 分の 1 に相当する施設
衛生検査所	全施設の概ね 3 分の 1 に相当する施設

### 3.6.4. 監査の結論

#### (1) 診療所等に対する立入検査実施計画について（意見 7）

病院の立入検査については、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱（平成 13 年 6 月 14 日医薬発第 637 号・医政発第 638 号）に従い、全ての病院を対象として原則年 1

回実施する必要があるが、診療所等に対する立入検査の実施頻度については特段の規定がないことから盛岡市がリスクを考慮の上、独自に決定することができる。しかし、現在、盛岡市は「岩手県病院等立入検査実施要領」に準拠して立入検査を実施している。

医療事故、院内感染等の発生リスクを考慮し、診療所の類型化を検討し、また立入検査を実施しない代替手段としての自主点検表を活用する等、盛岡市として効果的かつ効率的に立入検査を実施できるよう盛岡市独自の要綱等の作成が必要と考える。

### 3.7. 医師等養成事業

#### 3.7.1. 事業の概要

##### (1) 事業内容

県内における医師の確保のため、県立病院及び市町村立病院等の公立病院に従事しようとする医学生に対して、市町村医師養成修学資金の貸付けを行い、これらの者の修学を支援している。また、盛岡医療圏における看護師の確保を図るため、盛岡市医師会附属看護学院の運営費に対し補助金を交付している。

##### ① 予算と実績

事業費（千円）	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	30,246	31,179	31,344
決算額	27,557	31,178	31,374
差額	2,689	1	-30

##### ② 市町村医師養成事業

市町村医師養成事業は、将来、岩手県内の県立病院及び市町村立病院等の医師として業務に従事しようとする者に対して、修学資金を貸付けることにより修学を援助するとともに、岩手県内の医師の確保を図ることを目的として、県と市町村（岩手県国民健康保険団体連合会）が協同で実施する事業である。

##### 貸付実績

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
12人	8人	11人	7人	9人

修学資金は、医師免許取得後県内の県立病院及び市町村立病院等において、貸付けを受けた期間に相当する期間（臨床研修を行う期間を除く。）医師として業務に従事しようとする者の申請により貸付けを行っている。

貸付けを決定した者（以下「修学生」という。）に対しては、大学を卒業する月まで毎月200,000円を貸付けている。また、私立大学（学士編入学の場合を含む。）の医学部に

入学した場合で希望する場合は、入学一時金として7,600,000円を最初の月額貸付け時に合わせて貸付けている。その他、入学時に一時に多額の経費を必要とすると認められた者に対しては、3月分を超えない範囲で毎月の貸付額の一部を、一時に貸付けることがある。

### 償還

修学生が、次の事由に該当する場合は、直ちに貸付けた額を償還する。

- ▶ 貸付けを廃止されたとき
- ▶ 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき
- ▶ 医師の免許を取得後、理事長が別に定める期間内に、理事長が指定する県立病院又は市町村立病院等（以下「指定公立病院等」という。）において医療に従事しなかったとき
- ▶ 修学生が、医師の免許を取得後、貸付けを受けた期間に相当する期間（臨床研修期間を除く。）に達する前に、指定公立病院等の医師でなくなったとき

### 償還利息の算定

修学生は、医師の免許を取得した日の属する月の翌月の初日から、償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき、年7.1%の割合で計算した利息を支払わなければならない。また、正当な理由がなく償還すべき日までに償還しなかった場合は、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

### 償還免除

修学生が、次に該当する場合は、修学資金の償還債務（修学資金に係る利息の償還債務を含む。）を免除する。

- ▶ 医師免許取得後、理事長が別に定める期間内に、指定公立病院等において修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間医療に従事したとき。（指定公立病院等において行う医師法第16条の2に規定する臨床研修期間を除く。）は償還債務の額の全部
- ▶ 前号に規定する業務の従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、償還債務の額の全部
- ▶ 死亡し、又は心身の故障により修学資金を償還することができなくなったときは、償還債務の額の全部又は一部
- ▶ 指定公立病院等において医療に従事した期間（臨床研修期間を除く。）が修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間に満たなかったときは、当該従事期間を修学資金の貸付けを受けた期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額

### 償還の猶予

修学生が、次に該当する場合は、当該理由が継続する期間、修学資金の償還債務の履行を猶予することがある。

- 指定公立病院等において医療に従事しているとき
- 臨床研修を行うとき
- 大学の研修室その他の医学に関する研究機関において研究するとき
- 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があるとき

### ③盛岡市医師会附属看護学院運営事業の概要

地域に貢献できる看護師等育成のため、盛岡市医師会附属看護学院の運営費を補助している。一般的な補助事業ではなく、医師会からの要望による事案として昭和 61 年度から盛岡市がその必要性を認め個別補助事業を行っている。

現在の地域医療において、看護師は慢性的に不足しており、その確保が問題となっている。盛岡市においても同じ状況にあるが、地元就職率が 7 割を超える盛岡市医師会附属看護学院に対して運営費の一部を補助することにより、盛岡医療圏における看護師の確保を図るものである。

### ④卒業者数及び岩手県内就業者数

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	准看護師	看護師	准看護師	看護師
卒業者数 (人)	53	21	47	24
県内就業者数 (人)	46	17	37	21
県内就業率 (%)	86.8	81.0	78.7	87.5

#### 3.7.2. 監査手続

- 事業の目的、内容、予算・決算等に関する担当者からのヒアリング
- 平成 25 年度盛岡市医師会附属看護学校運営費補助金交付契約書の閲覧

#### 3.7.3. 監査の結果

##### (1) 盛岡市医師会附属看護学院への補助金について

補助金の交付に関し必要な事項は、「盛岡市補助金交付規則（昭和 50 年 10 月 13 日規則第 27 号）」により定められ、その運用に当たっては、「盛岡市補助金交付規則の施行等について（50 盛財発第 187 号）」により事務処理を行うよう通知されていた。

「盛岡市補助金交付規則の施行等について」では、補助金交付について予算執行される場合は、次の事項を充分留意の上、事務処理をすることとされている。

- 恒常的なもので、不特定多数の者を対象とする場合は、補助金交付要綱を作成し、告示すること
- 恒常的なもので、特定の者を対象とする場合は、補助金交付要領を作成し、補助金交

付契約書で処理すること

▶ 臨時的なもので、不特定多数の者を対象とする場合は、補助金交付要綱を作成し、告示すること

▶ 臨時的なもので、特定の者を対象とする場合は、補助金交付契約書で処理すること

盛岡市医師会附属看護学院運営事業は、盛岡市の個別補助事業として、盛岡市医師会からの要望の都度、補助の必要性を検討して一般財源により行っている事業であるため継続性は担保されていないものと考え、盛岡市では臨時的な措置と考えていた。そのため、臨時的なもので、特定の者を対象とする場合に該当するものとして「補助金交付要綱」及び「補助金交付要領」は作成せず、「補助金交付契約書」により処理されていた。

一方で、当該補助事業は平成18年度と21年度に補助金評価シートにより評価しており、そこでは補助金額を削減することは、現時点で赤字財政である看護学院の運営を極度に圧迫するとして、引続き補助金を交付することで看護学院の運営を安定させ学生数を確保し、ひいては看護職の育成を図る必要があると考えていた。その上で、「平成21年度補助金見直しに係る評価」による一次評価（所管課による評価）及び二次評価（行財政構造改革会議行政評価部会）では、盛岡市の政策・施策目標の実現や住民の福祉増進の観点から、盛岡市では当該個別補助事業そのものが妥当な施策であると考え、現状のままで継続する方針として整理され、その後当面の間、補助事業評価を行わないこととされていた。

---

### 3.7.4. 監査の結論

---

#### (1) 盛岡市医師会附属看護学院への補助金について（指摘事項 4）

---

盛岡市医師会附属看護学院への補助金は、これまで20年以上にわたって行われてきた事業であり、かつ今後も現状のままで継続する方針としていることから、「盛岡市補助金交付規則の施行等について」における、「恒常的なもの」に該当すると考える。

公平性の観点から、「恒常的なもの」として特定の学校だけに補助対象を特定すべきかを再検討する必要がある。また、当該補助金について補助金交付要綱又は補助金交付要領を作成し、その根拠を明確にすべきである。

## 第 4.健康推進課

### 4.1.健康推進課の概要

#### 4.1.1.事務事業

##### (1) 母子保健関係

事務事業名		対象者	内容
母子健康手帳交付、妊婦健康相談		全妊婦	妊娠届出により母子保健手帳の交付と相談、岩手県周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」登録の同意確認
妊婦一般健康診査、受診票の交付		全妊婦	問診・血圧・体重・尿一般・血液一般・血糖・血液型・超音波検査・HBs 抗原・梅毒血清反応・間接クームス・ATL・HIV 抗体価・C 型肝炎抗体・トキソプラズマ抗体・風疹・細菌培養検査・子宮頸がん健診等
ママの安心テレホン		妊産婦、子育て中の親及び家族等、思春期から更年期の女性	妊娠、出産、育児や女性の健康等についての電話相談
母親教室	もりママもりパパマタニティ教室（日曜コース）	初妊婦及びその夫	妊娠・出産・育児についての講話 グループトーク、夫の妊婦体験・沐浴実習など
	もりママの平日コース	初妊婦	妊娠中の栄養（講話と調理実習）・ママと赤ちゃんの歯の健康（講話と実技）
乳幼児栄養食品支給		乳児	生後 4 か月から 1 歳までの期間、粉ミルクを支給（所得制限あり）
家庭訪問		妊産婦・新生児、乳幼児と父母等	2,500g 未満の低出生体重児、4 か月未満の乳児、健診、相談等から支援が必要とされる者への保健指導
子育て相談		乳幼児をもつ父母等	心身の発育、発達相談、計測、歯科、栄養、育児相談等
すくすく学級		生後 4 か月児をもつ母親	子育てに関する講話、離乳食試食、育児相談、親同士の交流

事務事業名		対象者	内容
ゆったりママサロン		育児不安のある母親	乳児期の育児の悩み等話し合うことで、育児不安を和らげていくためのサロン（少人数制・予約制）
思春期保健事業		中学生・高校生	母親教室等のふれあい体験学習、擬似体験教材の学校への貸し出し
乳幼児健康診査	1～2 か月児健康診査	1～3 か月未満	病気の早期発見と心身の発育、発達チェック、育児指導など、各指定医療機関による個別健診
	3～4 か月児健康診査	3～5 か月未満	
	6～7 か月児健康診査	6～8 か月未満	
	9～10 か月児健康診査	9～11 か月未満	
	1 歳児健康診査	1 歳～1 歳 3 か月未満	
	1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月～1 歳 9 か月未満	問診、歯科健診、計測、歯科・栄養、保健相談、心理発達相談（一次→集団健診）
			小児科診察（二次→個別健診）
	2 歳児健康診査	2 歳～2 歳 3 か月未満	小児科診察、心身の発育・発達確認、育児指導等、各指定医療機関による個別健診
	3 歳児健康診査	3 歳 3 か月～4 歳未満	問診、歯科健診、眼科、耳鼻科検査、計測、歯科・栄養・保健相談、心理発達相談（一次→集団健診）
		小児科診察、尿検査（二次→個別健診）	
休日幼児健康診査	1 歳 6 か月児 3 歳 3 か月児	平日の 1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を受けられない児のための健康診査	
絵本の読みきかせ事業（1 歳 6 か月健診時実施）		1 歳 6 か月～1 歳 9 か月未満	健診時にボランティアによる絵本の読みきかせ
ちびっこ相談		2～3 歳児と父母等	基本的な生活習慣、育児不安、発達面等健診後の相談
乳幼児総合診査（もりっこ健診）		乳幼児	乳幼児の心身障害等の早期発見のため、専門医等による総合的な診査
親子教室		乳幼児と父母等	乳幼児総合診査後の療育支援の教室
「もりおか子育てぶっく」の発行		子育て中の父母等	育児のポイント、健診、保育情報、関係機関のマップなど子育て支援情報を掲載

事務事業名	対象者	内容
ホームページ「もりおか子育てネット」	妊産婦、子育て中の父母等	育児のポイント、健診、保育情報、関係機関のマップなど子育て支援情報を掲載
胆道閉鎖症スクリーニング検査	生後 45 日までの乳児	1 か月健診時、便の色別検査
妊産婦歯科健康診査	妊産婦	歯科健康診査、保健指導（自己負担 500 円）
幼児歯科健康診査	1 歳～1 歳 3 か月未満	歯科健康診査、保健指導
	2 歳～2 歳 3 か月未満	歯科健康診査、保健指導
	4 歳～4 歳 3 か月未満	歯科健康診査、保健指導
	5 歳～6 歳未満	歯科健康診査、保健指導、シーラント予防充填（自己負担 1 歯につき 500 円）
未熟児医療	出生体重が 2,000g 以下、または医師が治療を必要と認めた未熟児（1 歳未満）	指定医療機関での医療費の一部を公費負担
自立支援医療（育成医療）	身体に障害がある 18 歳未満の児童、又は将来障害を残すと認められる人で、手術等によって治癒または軽快の見込みがある人	指定医療機関での医療費の一部を公費負担
結核児童の療育給付	18 歳未満で結核に罹患し、入院が必要な児童	指定医療機関での医療費の一部を公費負担
小児慢性特定疾患医療	小児慢性特定疾患に罹患していることにより、長期にわたり療養を必要とする 18 歳未満の児童	指定医療機関での医療費の一部を公費負担
不妊に悩む方への特定治療支援事業（特定不妊治療費助成事業）	医療保険が適用されない特定不妊治療（体外授精・顕微鏡授精）を受けた夫婦	指定医療機関での治療 1 回の治療につき 15 万円（一部 7 万 5 千円）を限度に、初年度は年 3 回、2 年度以降は年 2 回までを助成（所得制限あり。通算 5 年間、通算 10 回のみ助成）

(2) 成人保健関係

	事務事業名	対象者	内容
成人健康診査事業	健康診査	生活保護受給者等、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の加入者に含まれない40歳以上の人	問診・計測（身長・体重・腹囲・血圧）・診察・尿検査（蛋白・糖）・心電図・血液検査（中性脂肪・HDL及びLDL コレステロール・HbA1c・血糖・GOT・GPT・γ-GTP・血色素量・赤血球数、ヘマトクリット値・クレアチニン・尿酸）*75歳以上の方は、腹囲測定を除く
	もの忘れ検診	65歳以上で本検診を希望する人、あるいは承諾した人	①もの忘れ検診票による健康チェック ②もの忘れ検診票で「認知機能」及び「うつ症状」に関する問診を行い精密検査が必要な場合は、それぞれ指定する精検医療機関を紹介
	訪問診査	40歳以上の在宅寝たきりの人	健康診査と同じ内容を、自宅訪問して実施
	介護家族訪問診査	40歳以上の在宅寝たきりの人を介護している家族のうち、介護のために医療機関での健診が難しい人	
	肝炎ウイルス検診	40歳の人・41歳以上で当該検診未受診の人	C型肝炎ウイルス検査・HBs抗原検査
	女性健康診査	18～39歳の女性	問診・計測（身長・体重・血圧）・尿検査（蛋白・糖）・貧血検査・血液検査（LDL コレステロール・HDL コレステロール・中性脂肪）
	肺がん検診	40歳以上の人	①胸部レントゲン直接撮影 ②胸部レントゲン直接撮影と喀痰細胞診検査
	大腸がん検診	40歳以上の人	問診・診察・免疫便潜血反応検査
	前立腺がん検診	55歳以上の男性	問診・血液検査（PSA腫瘍マーカー）
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性	問診・視診・細胞診・内診
	乳がん検診	40歳以上の女性	問診・視触診・マンモグラフィ検査
	胃がん検診	40歳以上の人	集団検診：胃部レントゲン間接撮影 個別健診：胃部レントゲン直接撮影

事務事業名		対象者	内容
	骨粗しょう症予防検診	30歳～70歳迄の人	超音波法による踵骨の骨強度測定
成人歯科健康診査		40歳以上の社会保険本人以外	歯科健康診査・保健指導
健康教育	禁煙教育事業	禁煙を希望する人	盛岡薬剤師会との協働事業
	もりおか21プラン推進	市民	一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、支援するサポーターとが一体となって推進していくための具体的な目標を示した健康づくり計画
	代謝をあげるための運動教室	市民（概ね64歳以下）	軽体操・ストレッチ体操等
	地区健康教室	市民等	生活習慣病予防や介護予防・健康づくり等に関する健康教室の開催
健康相談	定期健康相談	市民	保健所や保健センター、地区活動センターなど拠点となる施設での、生活習慣病予防を目的とした相談や血圧測定・尿検査・体脂肪測定を実施
	地区健康相談	市民	町内の公民館等で、生活習慣病予防を目的とした相談や血圧測定・尿検査・体脂肪測定を実施
地区組織	保健推進員研修会	保健推進員	保健推進員のスキルアップを図るために、講演会等の研修会を開催
	保健推進員体験学習及びボランティア活動	保健推進員	市の事業（すくすく学級等）に参加・体験することで自らの健康づくりを実践する。また、事業がスムーズに運営されるようサポーター活動の一環として協力を行う。
	地区保健推進員活動	市民	地区の健康づくり活動を自主的に企画運営し、地区の健康づくりをサポートする。
栄養改善	病態別栄養教室	市民	生活習慣病の予防を中心とした、病態及び食生活改善の講話と調理実習
	MORIOKA「食」教室	20～30代の女性	食育・生活習慣病予防に関する講話や運動の実技、郷土料理づくりなどの調理実習
	食生活改善推進員養成教室	市民	食生活改善推進員を養成する。
	食生活改善推進員再教育	食生活改善推進員	食生活改善推進員の活動に役立つ知識の普及等、養成教室後のフォローアップを図る。

事務事業名		対象者	内容
	食生活改善推進員研修会	食生活改善推進員	健康づくりや疾病予防の講和と調理実習・運動等を行い、食生活改善推進員のスキルアップを図る。
	食生活改善推進員地区活動	市民	研修の伝達普及講習会・自主活動
	食育推進計画の推進	市民	庁内ネットワーク及び食育推進協議会の開催、食育に関する情報発信・企画
特定保健指導		国保に加入している 40～74 歳の特定健診受診者で、健診結果及び質問項目をもとに選定・階層化された要保健指導対象者（動機付け支援対象者：40～74 歳、積極的支援対象者：40～64 歳）	①動機付け支援 保健師及び管理栄養士によるグループ支援（教室）を 1 回実施、6 か月後に評価  ②積極的支援 保健師及び管理栄養士によるグループ支援と個別支援を組み合わせる 6 か月間支援、終了後に評価
訪問指導		概ね 40～64 歳迄の健診後の要指導者、その他療養上の保健指導が必要な人	生活習慣病の予防に関する指導・助言

#### 4.1.2.組織及び人員

健康推進課の組織は 45 名で構成されており、担当人員は下表の通りである。

課長	1 名	母子保健担当	21 名（うち非常勤 3 名）
保健師長	1 名	成人保健担当	22 名（うち非常勤 6 名）

#### 4.1.3.予算及び決算

##### (1) 母子保健関係

平成 25 年度 事務事業別歳出（千円）		当初予算	決算
母子健康手帳交付、妊婦健康相談		646	779
妊婦一般健康診査、受診票の交付		199,550	195,705
ママの安心テレホン		1,934	1,933
母親教室	もりママもりパパマタニティ教室（日曜コース）	558	558
	もりママの平日コース	154	154
乳幼児栄養食品支給		610	250
家庭訪問		2,683	2,923

平成 25 年度 事務事業別歳出 (千円)		当初予算	決算
子育て相談		822	822
すくすく学級		296	295
ゆったりママサロン		184	184
母子保健共通経費		3,300	2,948
思春期保健事業		-	-
乳 幼 児 健 康 診 査	1～2 か月児健康診査	12,202	12,107
	3～4 か月児健康診査	14,128	13,664
	6～7 か月児健康診査	12,952	13,350
	9～10 か月児健康診査	12,577	12,868
	1 歳児健康診査	13,613	13,210
	1 歳 6 か月児健康診査	7,266	7,444
	2 歳児健康診査	12,110	11,804
	3 歳児健康診査	7,466	7,815
共通経費		19,077	19,133
絵本の読みきかせ事業 (1 歳 6 か月健診時実施)		400	397
ちびっこ相談		187	187
乳幼児総合診査 (もりっこ健診)		8,104	7,600
親子教室			
「もりおか子育てぶっく」の発行		955	955
ホームページ「もりおか子育てネット」		-	-
胆道閉鎖症スクリーニング検査		-	-
妊産婦歯科健康診査		1,419	1,579
幼児歯科健康診査	1 歳～1 歳 3 か月未満	4,812	4,723
	2 歳～2 歳 3 か月未満	4,634	4,694
	4 歳～4 歳 3 か月未満	2,517	2,916
	5 歳～6 歳未満	9,345	8,733
	共通経費	1,029	1,020
未熟児養育医療		17,414	12,412
自立支援医療 (育成医療)		9,077	7,760
結核児童の療育給付		-	-
小児慢性特定疾患医療		59,083	76,143
不妊に悩む方への特定治療支援事業 (特定不妊治療費助成事業)		33,374	43,322

## (2) 成人保健関係

平成 25 年度 事務事業別歳出 (千円)		当初予算	決算
成人	健康診査	3,976	4,995
健康	もの忘れ検診	-	-

平成 25 年度 事務事業別歳出（千円）		当初予算	決算
診査 事業	訪問診査	449	159
	介護家族訪問診査	29	-
	肝炎ウイルス検診	21,173	19,011
	女性健康診査	13,874	10,281
	肺がん検診	111,292	120,003
	大腸がん検診	62,355	73,233
	前立腺がん検診	20,180	22,836
	子宮頸がん検診	77,041	67,285
	乳がん検診	58,432	55,558
	胃がん検診	110,371	112,430
	骨粗しょう症予防検診	951	875
	共通経費	36,825	28,105
	成人歯科健康診査		11,769
健康 教育	禁煙教育事業	177	148
	もりおか 21 プラン推進	685	777
	代謝をあげるための運動教室	105	105
	地区健康教室	152	152
	共通経費	381	348
健康 相談	定期健康相談	246	239
	地区健康相談		
地区 組織	保健推進員研修会	-	-
	保健推進員体験学習及びボランティア活動	-	-
	地区保健推進員活動	-	-
栄養 改善	病態別栄養教室	511	501
	MORIOKA「食」教室	156	132
	食生活改善推進員養成教室	295	222
	食生活改善推進員再教育	74	64
	食生活改善推進員研修会	722	722
	食生活改善推進員地区活動		
	食育推進計画の推進	27	6
特定保健指導		5,489	4,768
訪問指導		12,858	12,766

## 4.2.健康管理システムについて

---

### 4.2.1.事業の概要

---

「健康管理システム（以下「旧システム」という。）」について、マイクロソフト株式会社のオペレーションシステム「WindowsXP」が平成26年4月にサポート終了することに伴い、盛岡市の次期オペレーションシステム「Windows7」に準拠した、旧システムと同等または同等以上な仕組みによる「次世代健康管理システム（以下「次世代システム」という。）」を導入し、旧システムの情報資産を次世代システムに引き継ぐことを目的としてシステムの移行が行われた。

### 4.2.2.監査手続

---

ヒアリング及び資料閲覧により、旧システムから次世代システムへの移行の状況について把握する。

### 4.2.3.監査の結果

---

旧システム上にある必要なデータが次世代システムへ漏れなく移行されたかの確認が行われていないことが判明した。

### 4.2.4.監査の結論

---

#### (1) 次世代健康管理システムへの移行について（指摘事項5）

---

次世代システムには旧システムを構成する以下の業務システムが移行されている。

- |               |                              |
|---------------|------------------------------|
| ➤ 妊産婦保健指導システム | ➤ 予防接種システム                   |
| ➤ 幼児歯科健診システム  | ➤ 課税状況照会システム及び受診券発行時課税照会システム |
| ➤ 乳幼児健診システム   | ➤ 特定健診システム                   |
| ➤ 成人健診システム    |                              |
| ➤ 在宅療養者指導システム |                              |

システム移行後、次世代システムは問題なく稼働しているとのことであるが、問題なく稼働していることと、移行データが漏れなく移行できたことはイコールではない。蓄積された過去データがあれば、以前にどのような健診を受け、どのような結果が出て、それに対してどのような助言・指導をしたのかを確認することができ、今後の効果的な助言・指導につなげられるが、移行データに漏れが生じ、過去データが消失してしまった場合、それも出来なくなる。仮にデータ移行に漏れがあることが判明した場合、どの部分に漏れが発生したかを検証するには時間が経過するほど手間がかかる。システム移行とセットで移

行すべきデータが漏れなく移行されたかを確認するべきであった。また、可能であれば、これからでも移行データの網羅性を確認することが望ましい。

尚、今回のシステム移行は、マイクロソフト株式会社のオペレーションシステム「WindowsXP」が平成26年4月にサポート終了し、次期オペレーションシステムが「Windows7」になることに伴って行われた。これと同様の状況は健康推進課だけでなく盛岡市の他部署においても発生していると推測される。盛岡市としてのシステム移行に当たっての留意事項等をまとめた手順書は制定されていないとのことであるので、盛岡市として手順書を整備し、周知すべきである。

### 4.3. 備品の管理について

---

#### 4.3.1. 事業の概要

---

##### (1) 盛岡市における備品の定義

---

備品は、盛岡市財務規則（昭和46年11月30日規則第33号）第202条1項1号で次の通り定められている。

##### 第202条（分類）

物品の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 備品 性質及び形状を変えずに比較的長期間の使用又は保存に耐える物品で取得価格（取得価格のないものにあつては、評定価格）が3万円以上のもの。ただし、次に掲げるものは、取得価格にかかわらず、備品とする。

ア 椅子（専ら職員の使用に供するものに限る。）

イ 机（専ら職員の使用に供するものに限る。）

ウ 受贈した標本、美術品、見本類

##### (2) 備品の管理について

---

備品の管理は各課等の長が行い、備品台帳は会計課において登録を行っている。盛岡市財務規則（昭和46年11月30日規則第33号）第204条2項において、「各課等の長は、その使用する物品を定期的に帳簿と照合し、適正に管理する・・・」とあり、現品と備品台帳を一致させる手続が規定されている。また、同規則第206条では、備品整理票を現品に取付けることを定めている。

---

### 4.3.2. 監査手続

---

保健所を始めとして都南、飯岡及び高松の各地区保健センター及び玉山総合事務所において、財務会計システムから出力された備品台帳リストと、現品をランダムに抽出し、照合を行うことにより備品が適切に管理され、備品台帳と一致しているかについて確認した。

---

### 4.3.3. 監査の結果

---

現品と備品台帳との照合の結果、以下のような不一致が発見された。

個別番号	場所	分類	品名	取得年月日	金額 (円)	備考
20112998 -00589	保健所 5 階	その他 医療機 器類	全自動高 圧滅菌器	H20. 3. 23	385, 000	1つの備品が、健康推 進課及び保健予防課 のいずれにおいても 備品登録されていた。

上表については、所管替えの際に一方の課の備品登録を抹消すべきところ、それが行われなかったために生じたと考えられ、所管替えの手續に不備があったものと考えられる。

---

### 4.3.4. 監査の結論

---

#### (1) 備品の管理について (指摘事項 6)

保健所の備品管理が適切に行われていない。備品は、長期間使用するものであるため、一旦誤った処理を行うと後日の原因究明や訂正が困難になると考えられる。このため、備品を適切に管理するためには以下のような点に留意し日々の業務を行う必要がある。

- 取得時には、物品の分類や台数の確認を確実にし、備品台帳に登録すること
- 返納や所管換え時には、対象となる備品を特定し、関係部署への連絡を含め確実に処理を行うこと
- 定期的に備品の現物と備品台帳の照合を行い、正確な備品台帳を作成すること
- 手續をマニュアル化し、周知徹底すること

---

## 4.4. 特定不妊治療費助成事業 (母子保健)

---

### 4.4.1. 事業の概要

---

不妊に悩む方への特定治療支援として、医療保険が適用されない特定不妊治療 (体外授精、顕微鏡授精) を受けた夫婦へ、指定医療機関での治療に対して助成金が支給される。盛岡市が指定する指定医療機関は2つあり、ここで特定不妊治療を受けた夫婦が助成の対象となる。また、他自治体が指定する指定医療機関についてもみなし指定を行い、ここで

特定不妊治療を受けた夫婦についても助成の対象となる。尚、盛岡市は平成 20 年度に中核市に移行したが、これにより従来は岩手県が実施していた当該事業が盛岡市に移管された。盛岡市が指定する 2 つの医療機関は、岩手県が指定した内容をそのまま引き継いだものである。

当事業は「盛岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業事務取扱要領」に従って実施されるが、この要領のなかで以下の通り指定医療機関が満たすべき要件を定めている。

「盛岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業事務取扱要領」

(指定医療機関の指定等)

第 6 市長は、事業の実施に当たって、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定利用期間として指定するものとする。

2 指定医療機関は、次の各号の要件を満たし、かつ、別表で定める指定基準を満たすものでなければならない。

(1) 特定不妊治療の実施について、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できること。

(2) 社団法人日本産婦人科学会が定めた次の会告等に定める要件を満たしていること。

ア 体外受精・胚移植に関する見解

イ 顕微授精に関する見解

ウ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解

エ 「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解

3 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の知事又は市長が、国要綱第 2 の 4 の (5) の ①の規定に基づき、特定不妊治療を実施するのに適当であると認めた医療機関は、市長が指定した医療機関とみなす。

4 改正前に現に指定されている医療機関については、第 6 の要件を満たす医療機関とし指定があったものとみなす。

別表 指定医療機関の指定基準 (一部抜粋)

1 施設及び設備基準

(1) 具備すべき施設及び設備等

①採卵室・胚移植室

ア 採卵室の設計は、原則として医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号) 第 20 条第 3 項に基づく手術室仕様であること。

- イ 清浄度は、原則として手術室レベルであること。
- ウ 酸素吸入、吸引機、生体監視モニター及び救急蘇生セットを備えていること。

#### ②培養室

- ア 清浄度は、原則として手術室レベルであること。
- イ 培養室の入室に当たって、手術着、帽子、マスクの着用、手洗いをを行うことを必須としていること。
- ウ 職員不在時は、施錠することを必須としていること。

#### ③凍結保存設備

- 職員不在時は、施錠することを必須としていること。

#### ④診察室・処置室

- 不妊患者以外の患者との併用であることは、可。

また、「盛岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業事務取扱要領」は以下のように指定医療機関に対する定期的な検査を求めている。

「盛岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業事務取扱要領」

第7（指定医療機関の申請等）（一部抜粋）

- 3 市長は、おおむね3年毎に指定医療機関の指定内容の検査を行うものとする。

### 4.4.2. 監査手続

指定医療機関に対する指定内容の検査の状況をヒアリング及び資料の閲覧により確かめる。尚、平成25年度においては指定医療機関の指定内容の検査は行われていなかったため、最近行われた平成24年度における検査結果を対象とした。

### 4.4.3. 監査の結果

指定内容の検査結果を記した「不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関の指定基準診査表」を閲覧したところ、採卵室・胚移植室について、具備すべき施設及び設備等として求められている以下の項目が2医療機関ともに「なし」となっていた。また、培養室について、具備すべき施設及び設備等として求められている以下の項目が1医療機関については、「なし」となっていた。

- 採卵室の設計は、原則として医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第20条第3項に基づく手術室仕様であること

- ▶ 清浄度は、原則として手術室レベルであること
- ▶ 清浄度は、原則として手術室レベルであること

---

#### 4.4.4. 監査の結論

---

##### (1) 指定医療機関が具備すべき施設及び設備等について（意見 8）

---

原則として具備すべきとされている項目が「なし」となっている場合、その医療機関に対して何らかの指導があつて然るべきと考えるが、そのような指導は行われておらず、指定基準審査表の（指摘事項）の項目には「特になし」の記載がある。

「盛岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業事務取扱要領」の第 6 の 4 では、「改正前に現に指定されている医療機関については、第 6 の要件を満たす医療機関とし指定があつたものとみなす。」とあり、盛岡市が指定する 2 医療機関は、盛岡市が中核市に移行の際に岩手県から事業を引き継いだ時点で既に指定医療機関として指定されていた。そのため、現在の要領で求めている具備すべき施設及び設備等の基準を満たしていなくても、指定医療機関の取消しとはならない。

しかしながら、要領により具備すべき施設及び設備等の基準として、清浄度の要件等が設けられているのは、医療の専門的見地から検討を重ねた結果であると考えられ、要領の改正前に指定されていたからといって、基準を満たしていない状況を放置すべきではない。盛岡市が指定する 2 医療機関では、高い清浄度を保つ HEPA フィルターを搭載する空気清浄器を設置し、清浄度を手術室レベルまで高めようとする取組みなど、具備すべき施設及び設備等の基準に近づけるよう努力することが望まれる。

---

#### 4.5. 幼児歯科健康診査事業（母子保健）

---

##### 4.5.1. 事業の概要

---

###### (1) 事業目的

---

- ▶ 1 歳児、2 歳児及び 4 歳児歯科健康診査を実施することにより、幼児歯科保健指導の強化を図り、う蝕予防に努める。また、望ましい基本的な生活習慣を確立し、幼児の健全な発育に寄与する
- ▶ 5 歳児の歯科健康診査、歯科保健指導及び予防処置を行うことにより、6 歳臼歯の保護と育成を図る

## (2) 幼児歯科健康診査の年次推移

### ① 1歳児歯科健康診査

区分	年度	21	22	23	24	25
対象児数	A (人)	2,480	2,480	2,593	2,449	2,511
受診児数	B (人)	1,999	1,949	2,039	1,993	1,968
受診率	B/A (%)	80.6%	78.6%	78.6%	81.4%	78.4%
う蝕有病児数	C (人)	9	16	10	16	8
う蝕有病児率	C/B (%)	0.45%	0.82%	0.49%	0.80%	0.41%

### ② 1歳6か月児歯科健康診査

区分	年度	21	22	23	24	25
対象児数	A (人)	2,432	2,516	2,509	2,532	2,542
受診児数	B (人)	2,379	2,410	2,473	2,480	2,505
受診率	B/A (%)	97.8%	95.8%	98.6%	97.9%	98.5%
う蝕有病児数	C (人)	50	46	47	55	33
う蝕有病児率	C/B (%)	2.10%	1.91%	1.90%	2.22%	1.32%

### ③ 2歳児歯科健康診査

区分	年度	21	22	23	24	25
対象児数	A (人)	2,468	2,467	2,508	2,589	2,456
受診児数	B (人)	1,868	1,846	1,948	1,920	1,956
受診率	B/A (%)	75.7%	74.8%	77.7%	74.2%	79.6%
う蝕有病児数	C (人)	157	149	133	147	137
う蝕有病児率	C/B (%)	8.40%	8.07%	6.83%	7.66%	7.00%

### ④ 3歳児歯科健康診査

区分	年度	21	22	23	24	25
対象児数	A (人)	2,522	2,450	2,484	2,534	2,503
受診児数	B (人)	2,412	2,376	2,439	2,467	2,459
受診率	B/A (%)	95.6%	97.0%	98.2%	97.4%	98.2%
う蝕有病児数	C (人)	611	596	533	538	507
う蝕有病児率	C/B (%)	25.33%	25.08%	21.85%	21.81%	20.62%

#### ⑤4 歳児歯科健康診査

区分	年度	21	22	23	24	25
対象児数	A (人)	2,407	2,567	2,548	2,511	2,552
受診児数	B (人)	735	821	1,152	1,124	1,215
受診率	B/A (%)	30.5%	32.0%	45.2%	44.8%	47.6%
う蝕有病児数	C (人)	268	294	423	388	377
う蝕有病児率	C/B (%)	36.46%	35.81%	36.72%	34.52%	31.03%

#### ⑥5 歳児歯科健康診査

区分	年度	21	22	23	24	25
対象児数	A (人)	2,721	2,523	2,710	2,592	2,653
受診児数	B (人)	1,952	1,760	1,897	1,894	1,804
受診率	B/A (%)	71.7%	69.8%	70.0%	73.1%	68.0%
う蝕有病児数	C (人)	1,094	997	1,032	1,021	908
う蝕有病児率	C/B (%)	56.05%	56.65%	54.40%	53.91%	50.33%

#### (3) シーラント予防充填

幼児歯科健康診査事業では、シーラント予防充填によるう蝕予防処置が行われる。シーラント予防充填とは、奥歯の噛み合わせの溝の部分にプラスチック等を埋め込み、その部分のう蝕を予防する方法である。シーラント予防充填は、5歳児の診査を終了しているものであって、かつ、シーラント予防充填を必要とする6歳臼歯の萌出が終了した者を対象として希望者に対して実施され、1歯につき500円の自己負担金を要する。自己負担金の徴収について「平成25年度 幼児歯科健康診査業務委託実施要領」に以下の記載がある。

##### (自己負担金)

第8 シーラントに係る自己負担金は、1歯につき500円とする。

なお、市歯科医師会及びその他の実施医療機関は、委託期間満了後、盛岡市長に自己負担金を納入するものとし、岩手医科大学附属病院については、月ごとにとりまとめ、翌月に納入するものとする。

#### 4.5.2. 監査手続

- 幼児歯科健康診査の実施状況をヒアリング及び資料の閲覧により確かめる。
- 自己負担金の徴収手続をヒアリング及び資料の閲覧により確かめる。

### 4.5.3. 監査の結果

#### (1) 幼児歯科健康診査の受診率について

1歳児から5歳児の歯科健康診査の実施状況は、上述の通りであるが、4歳児歯科健康診査の受診率が他に比べて格段に低い水準であった。

4歳児歯科健康診査は他の市町村では実施される例が少なく、盛岡市が4歳児歯科健康診査を始めたのは、旧玉山村と合併する際に歯科医師会から、旧玉山村の4歳児歯科健康診査は幼児歯科保健指導の取り組みとして非常に有用なものであると推奨を受け、合併後の盛岡市としても平成19年度から取り組むこととなった。歯科医師会が4歳児歯科健康診査を推奨する背景としては、一般的に4歳という年齢は、親の目が徐々に離れる時期であり、親の目の届かないところで甘いものを食べる、歯磨きが十分になされないといった傾向があることから、3歳と5歳の間に一度、歯科健康診査を行うことが望ましいという点にあると考えられる。

4歳児歯科健康診査の翌年に行われる5歳児歯科健康診査の過去10年間のう蝕有病児率の推移を見ると、平成16年度から18年度までは62%前後で推移しているが、4歳児歯科健康診査を開始した平成19年度以降は減少傾向となっている。

区分 \ 年度		16	17	18	19	20
対象児数	A (人)	2,797	2,762	2,864	2,900	2,775
受診児数	B (人)	1,844	1,894	1,852	2,107	2,091
受診率	B/A (%)	65.9%	68.6%	64.7%	72.7%	75.4%
う蝕有病児数	C (人)	1,142	1,190	1,152	1,238	1,182
う蝕有病児率	C/B (%)	61.93%	62.83%	62.20%	58.76%	56.53%

区分 \ 年度		21	22	23	24	25
対象児数	A (人)	2,721	2,523	2,710	2,592	2,653
受診児数	B (人)	1,952	1,760	1,897	1,894	1,804
受診率	B/A (%)	71.7%	69.8%	70.0%	73.1%	68.0%
う蝕有病児数	C (人)	1,094	997	1,032	1,021	908
う蝕有病児率	C/B (%)	56.05%	56.65%	54.40%	53.91%	50.33%

これは、テレビを始めとするマスメディアが歯科の健康維持の重要性を訴え、国民全体の認識が向上したことも一因として挙げられるが、4歳児歯科健康診査を実施した成果が数字となって表れているとも考えられる。

## (2) シーラント予防充填に係る自己負担金の徴収について

シーラント予防充填に係る自己負担額は、シーラント予防充填が希望者に対して実施されるものであることから、私的自治の原則に基づき、地方公共団体からのサービスの提供の対価として徴収する実費である。ここで、地方自治法及び地方自治法施行令には、次のように規定されている。

### (地方自治法)

第 243 条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

### (地方自治法施行令) (一部抜粋)

第 158 条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金

地方自治法及び地方自治法施行令に照らすと、シーラント予防充填に係る自己負担金は上述の通り、私法上の債権に基づき徴収する実費であるから、私人（市歯科医師会及びその他の実施医療機関）にその徴収又は収納の事務を委託できる歳入に当たらず、本来はその徴収を私人に委託することはできないものであった。

## 4.5.4. 監査の結論

### (1) 幼児歯科健康診査の受診率について (意見 9)

4 歳児歯科健康診査の成果が上述のように数字となって表れていることから、う蝕有病児率をより低下させるために、今後は、4 歳児歯科健康診査の受診率の向上に向けた取り組みをすることが望ましい。

### (2) 自己負担金の徴収について (指摘事項 7)

シーラント予防充填に係る自己負担金の徴収につき、地方自治法及び地方自治法施行令に準拠した取扱いをすべきである。このケースは、どのような債権が私法上の債権に当たるかを明確に区別していないため発生したと考えられる。公法上の債権のうち地方自治法

施行令第 158 条 1 項各号にあるものは徴収を私人に委託することができ、一方、私法上の債権は徴収を私人に委託できないという違いもあるが、時効に係る取扱いも異なる。これを契機に公法上の債権と私法上の債権とを明確にし、適切な債権管理に繋げるべきである。

尚、この指摘事項については平成 26 年度からは契約の中で、自己負担金は医療機関（私人）の収入として区別しており既に是正措置がとられている。

## 4.6.未熟児養育医療事業（母子保健）

---

### 4.6.1.事業の概要

---

未熟児は正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高率であるばかりでなく、心身に障害を残すことが多い。このことから、医療を必要とする未熟児に対して生後速やかに養育に必要な医療の給付を行うこととされている。

医療の給付に当たっては未熟児の保護者からの申請を受け、所定の審査の上、世帯の所得水準により給付額が決定・給付され、一方で被措置者の負担金額が決定され、納入通知票が送付される。

### 4.6.2.監査手続

---

未熟児養育医療の給付の実施状況をヒアリング及び資料の閲覧により確かめる。

### 4.6.3.監査の結果

---

当該事務事業を実施する上で準拠すべき「未熟児養育医療給付事務取扱要領」及び「盛岡市母子保健法施行細則」に反する取扱いがなされている事項があった。「盛岡市母子保健法施行細則」の備考 4 では、以下のように規定されている。

「盛岡市母子保健法施行細則」 備考 4 （一部抜粋）

被措置者の措置の期間が 1 月未満の場合には、被措置者それぞれについて、その月の実措置日数をその月の実日数で除した数に、この表の規定により算定して得た額を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を当該被措置者の負担金の額とする。

しかしながら、実際の運用は 10 円未満の端数が出た場合でも、これを切り捨てずに被措置者の保護者から徴収していた。「盛岡市母子保健法施行細則」に基づかず、過大に徴収していた金額については返還が必要である。

このような運用誤りが生じた要因としては、厚生労働省が発した「母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱」では10円未満の端数を切り捨てる規定がないが、「盛岡市母子保健法施行細則」では10円未満の端数を切り捨てる規定があり、このため、運用担当者が認識誤りをしたものと考えられる。また、「盛岡市母子保健法施行細則」の制定に当たり、厚生労働省が発した「母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱」と異なる規定になっている点を見落としたという可能性も考えられる。

---

#### 4.6.4. 監査の結論

---

##### (1) 被措置者の負担金額の算定について（指摘事項 8）

---

法律等に則した事務執行や手続を行うことは最低限の規準であり、経済性、効率性及び有効性を論ずる前提であり、「盛岡市母子保健法施行細則」に従い運用すべきである。

尚、当監査を受けて過大に徴収した金額について調査を実施した結果、総額927円（対象保護者数132人、延べ件数187件）であることが判明したため、平成27年1月15日付で対象者の保護者に連絡の上、返還手続を行っている。

## 4.7.成人健康診査事業（成人保健）

### 4.7.1.事業の概要

健康診査は、生活習慣病の早期発見と予防のために実施される予防的処置に位置付けられており概ね次のように分類される。盛岡市においては「特定健康診査」・「後期高齢者健康診査」は健康保険課、「健康診査」・「女性健康診査」・「がん検診」・「成人歯科健康診査」・「骨粗鬆症予防検診」・「肝炎ウイルス検診」は保健所健康推進課、介護予防健診は高齢者支援室のそれぞれが主管する事業とされている。当監査が対象としているのは健康推進課が担っている「健康診査」・「女性健康診査」・「がん検診」・「成人歯科健康診査」・「骨粗鬆症予防検診」・「肝炎ウイルス検診」である。

- 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条）
- 健康診査・成人歯科健康診査・骨粗鬆症検診・肝炎ウイルス検診（健康増進法第 19 条の 2）
- がん検診（がん対策基本法第 9 条）
- 後期高齢者健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条）

「健康診査」とは、年度末年齢が 40 歳以上で、特定健康診査及び後期高齢者健康診査の該当外の人を対象として実施される健康診断をいう。盛岡市における健康診査は盛岡市医師会及び盛岡市立病院へ業務委託されている。実施時期は 6 月 25 日から 10 月 31 日で、生活保護受給者は自己負担無料、その他の受給者は 40 から 69 歳で 1,500 円・70 歳以上 500 円とされている。

#### <健康増進法>

（市町村による健康増進事業の実施）

第十九条の二 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

「特定健康診査」とは、40 歳から 74 歳までの人を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見と予防を目的として各医療保険者が行う健康診断をいい、盛岡市の国保加入者を対象とした特定健康診査は健康保険課の所管であり本監査では監査対象としていない。

#### <高齢者の医療の確保に関する法律>

第 20 条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、40 歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第 26 条第 2 項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

「後期高齢者健康診査」とは、75歳以上(一定の障がいがある人は65歳以上)の後期高齢者医療制度の加入者に対して行う健康診断をいう。当該業務は健康保険課の所管であり本監査では監査対象としていない。

〈高齢者の医療の確保に関する法律〉

第125条 後期高齢者医療広域連合は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、後期高齢者医療給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

4 前項の指針は、健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

#### 4.7.2. 監査手続

健康推進課が所管する各種健診に係る事務事業について、ヒアリング、書類閲覧などにより業務の適切性を確認した。

#### 4.7.3. 監査の結果

##### (1) 健康診査の対象者について

健康診査の対象者について「平成25年度保健所概要」及び「健康診査実施要領」の記載内容について整合性の確認を行った結果、以下の通りの不一致があった。後期高齢者健康診査の該当外の人(6か月以上入院中の人、特養等の施設入所者)については、受診希望者が実際にはいないため、「平成25年度保健所概要」には記載を割愛しているとのことである。尚、「平成25年度保健所概要」は保健所における事務事業の概要書(盛岡市ホームページにおいても公開)、「健康診査実施要領」は市と健康診査の委託先である医療機関との間で共有される事務事業実施要領、及び「健康診査記録票」は委託先である医療機関において使用する検診結果、自己負担金の有無などを記録する帳票である。

平成 25 年度保健所概要	健康診査実施要領	不一致内容
生活保護受給者等、高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条の加入者に含まれない 40 歳以上の人	盛岡市に住所を有する年度末年齢 40 歳以上で、特定健康診査及び後期高齢者健康診査の該当外の人（生活保護受給者等）	「平成 25 年度保健所概要」では、後期高齢者健康診査の該当外の人という条件が記載されていない。

## (2) 健康診査の自己負担金について

健康診査の対象者について「平成 25 年度保健所概要」、「健康診査実施要領」及び「健康診査記録票」の記載内容について以下の通りの不一致があった。

平成 25 年度保健所概要	健康診査実施要領	健康診査記録票	不一致内容						
<p>●自己負担 40～69 歳 1,500 円 70 歳以上 500 円</p> <p>次に該当する人は受診料（自己負担）が無料になります。</p> <p>①年度末年齢が 70 歳以上の人（ただし健康診査以外）</p> <p>*年度末年齢とは、平成 26 年 3 月 31 日までに 70 歳になる人</p> <p>②生活保護受給者 ③中国残留邦人支援給付受給者 ④市民税非課税世帯の人 ⑤65 歳以上で後期高齢者被保険者証をお持ちの人</p>	<p>実施機関は、診査に当って次の自己負担金を徴収する。（記録票の右上部欄「有料」に記入）</p> <p>(1) 40 歳から 69 歳まで 1,500 円 ⇒有料「11」に○</p> <p>(2) 70 歳以上 500 円 ⇒有料「12」に○</p> <p>ただし、次に該当する人は無料とする。（記録票の右上部欄「無料」に記入）</p> <p>(1) 生活保護受給者 ⇒無料「13」生活保護に○</p> <p>(2) 中国残留邦人支援給付受給者 ⇒無料「13」生活保護に○</p> <p>(3) 市民税非課税世帯の人 ⇒無料「14」非課税に○</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">有料</th> </tr> <tr> <th>11</th> <th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1500 円領収</td> <td>500 円領収（70 歳以上 65 歳以上後期高齢）</td> </tr> </tbody> </table>	有料		11	12	1500 円領収	500 円領収（70 歳以上 65 歳以上後期高齢）	<p>「平成 25 年度保健所概要」では、65 歳以上で後期高齢者被保険者証をお持ちの人の受診料が無料となっている一方で、「健康診査実施要領」では 1,500 円、500 円となっている。</p>
		有料							
		11	12						
		1500 円領収	500 円領収（70 歳以上 65 歳以上後期高齢）						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">無料</th> </tr> <tr> <th>13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>非課税</td> </tr> </tbody> </table>	無料		13	14	生活保護	非課税	
		無料							
13	14								
生活保護	非課税								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">無料</th> </tr> <tr> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問診査</td> <td>介護家族</td> </tr> </tbody> </table>	無料		16	17	訪問診査	介護家族			
無料									
16	17								
訪問診査	介護家族								

### (3) 検診票の印刷の請負契約について

#### ①分割契約について

市では、以下の検診票の印刷について検診内容別に7つに分けて発注し、請負契約を締結している。

検診票の種類	金額 (税込)	検診票の種類	金額 (税込)
子宮頸がん検診票	217,350	肺がん検診票	350,595
乳がん検診票	205,065	前立腺がん検診票	198,450
胃がん検診票	154,560	肝炎ウイルス検診票	148,050
大腸がん検診票	306,915	計	1,580,985

検診票の印刷に係る請負契約については、現状は検診項目毎に印刷業者と締結している状況であるが、例年、概ね同一時期に全て同一業者との随意契約となっている。

#### ②随意契約について

担当課においては随意契約を選択している根拠として、該当印刷業者が「原版の所有者である。」点を挙げている。しかし、他方において予定価格の積算に当たっては「版下・製版」についても織込んでおり、予定価格の算定上は原版の所有者であることを前提にしていけないものと推察され整合性に疑問が残る状況である。

また、上述のように随意契約の根拠として、担当課では地方自治法施行令第167の2条第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適しない」ことを挙げている一方で、契約検査課における契約の決裁文書においては地方自治法施行令第167の2条第1項第1号及び盛岡市財務規則第118条第1号に該当する旨（つまり、工事又は製造の請負の金額が130万円以内）が記載され、事務上の誤りではあるが整合性に欠ける取扱いとなっている。

### (4) 成人検診受診券等の納品・検収について

市では成人検診受診券等について、以下の通り業務委託契約（契約期間平成25年5月21日～平成25年7月31日）を結んでいる。

項目	納期	件数
1. 成人検診／結核共通		
1) 成人検診受診券作成	6月	160,000
2) 受診券発行者名簿の作成	6月	一式
3) 受診券発行者数（各種検診）処理	6月	一式
4) 対象者データ変換料	6月	一式
2. 胃がん集団検診関係		
1) 申込みはがきのパンチ	7月	5,100

項目	納期	件数
2) 受診票の作成	7月	一式
3) 申込者名簿の作成	7月	一式

また、健康診査などの実施時期は以下の通りとなっている。

内容	実施時期
①健康診査 ②肝炎ウィルス検診 ③女性健康診査 ④肺がん検診 ⑤大腸がん検診 ⑥前立腺がん検診 ⑦子宮頸がん検診 ⑧乳がん検診 ⑨胃がん検診 ⑩ 結核レントゲン検診	平成 25 年 6 月 25 日～10 月 31 日  (子宮頸がん検診・乳がん検診は 平成 26 年 3 月 20 日まで)

健康診査などの実施開始が平成 25 年 6 月 25 日のため、成人検診／結核共通については納期が平成 25 年 6 月 13 日（予定）、また、胃がん集団検診関係については胃がん集団検診の実施開始が 8 月のため納期は平成 25 年 7 月 18 日（予定）となっている。

本来であれば納品書は納期に合わせ、成人検診／結核共通については納期の 6 月 13 日以前に、胃がん集団検診関係については 7 月 18 日以前に作成されるべきものである。しかし、実際の納品書は平成 25 年 7 月 31 日付けにて作成されており、業務の完了を確認する検収についても平成 25 年 7 月 31 日に実施されており納品の都度行われていない。これは契約期間の終期が平成 25 年 7 月 31 日となっていることから当該日付を使用しているものと考えられる。

#### (5) 受診率向上対策及び周知方法について

成人検診の実施については 6 月 15 日号広報と同時配布する「検診だより」により周知され、その後、成人検診受診券が対象者に 6 月 21 日頃に届くことになっており、各種検診等の開始は 6 月 25 日からである。これは、成人検診の対象者を確定するに当たり使用するデータベースの確定が個人の確定申告データに基づいたものであり、通常 5 月末に確定するためである。

#### (6) 成人検診集計業務の予定・見積価格について

市では成人検診結果については、検診後、健康管理システムへ登録し管理を行っている。当該登録業務については住民基本台帳などの関連システムに精通している業者に外部委託しているが、随意契約の形をとり下表の通り予定価格と見積書が同一価格になっている。

品名	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
1 成人検診結果パンチ料				
(1) 胃がん検診 (個別)	8,700	件	13.2	114,840
(2) 胃がん検診 (集団)	5,000	件	5.6	28,000
(3) 肺がん検診	28,000	件	13.6	380,800
(4) 乳がん検診	15,000	件	12.8	192,000
(5) 子宮頸がん検診	17,000	件	11.2	190,400
(6) 前立腺がん検診	7,000	件	14.0	98,000
(7) 女性健康診査	2,600	件	26.4	68,640
(小計)	<b>83,300</b>	<b>件</b>		<b>1,072,680</b>
2 成人検診データ変換料				
(1) 肝炎ウイルス	1	回	30,000	30,000
(2) 胃がん検診 (個別)	4	回	30,000	120,000
(3) 胃がん検診 (集団)	1	回	30,000	30,000
(4) 肺がん検診	4	回	30,000	120,000
(5) 乳がん検診	7	回	30,000	210,000
(6) 子宮頸がん検診	7	回	30,000	210,000
(7) 前立腺がん検診	2	回	30,000	60,000
(8) 女性健康診査	1	回	30,000	30,000
(9) 大腸がん検診	2	回	30,000	60,000
(小計)	<b>29</b>	<b>回</b>		<b>870,000</b>
(合計)				<b>1,942,680</b>

当該業務は見込件数に基づき総額方式により上表の通りの金額で業務委託契約を締結しているが、実際の業務件数との差異は以下の通りとなっている。

品名	見込数量	実際数量	数量差異	影響金額 (円)
1 成人検診結果パンチ料				
(1) 胃がん検診 (個別)	8,700	8,531	169	2,231
(2) 胃がん検診 (集団)	5,000	3,160	1,840	10,304
(3) 肺がん検診	28,000	28,376	-376	-5,114
(4) 乳がん検診	15,000	7,164	7,836	100,301
(5) 子宮頸がん検診	17,000	10,835	6,165	69,048
(6) 前立腺がん検診	7,000	7,343	-343	-4,802
(7) 女性健康診査	2,600	1,680	920	24,288
(小計)	<b>83,300</b>	<b>67,089</b>	<b>16,211</b>	<b>196,256</b>

品名	見込数量	実際数量	数量差異	影響金額 (円)
2 成人検診データ変換料				
(1) 肝炎ウイルス	1	1	0	0
(2) 胃がん検診 (個別)	4	4	0	0
(3) 胃がん検診 (集団)	1	1	0	0
(4) 肺がん検診	4	4	0	0
(5) 乳がん検診	7	7	0	0
(6) 子宮頸がん検診	7	7	0	0
(7) 前立腺がん検診	2	2	0	0
(8) 女性健康診査	1	1	0	0
(9) 大腸がん検診	2	2	0	0
(小計)	29	29	0	0
(合計)				196,256

また、事務・読影業務委託についての契約金額の推移は以下の通りであるが、その根拠となる資料の確認はできなかった。

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
3,409,000 円	3,409,000 円	3,409,000 円	3,351,860 円	3,711,860 円

#### (7) 精度管理規定について

精度管理については、各検診の実施要領に以下の通り記載されているが、実施要領に精度管理の規定のある場合とない場合があった。

検診項目	内容
肺がん	なし
前立腺がん	なし
子宮頸がん	なし
乳がん	なし
胃がん	17 精度管理の向上 実施機関は、常に講習会や研修会に出席し診断向上に努めるものとする。
大腸がん	17 精度管理の向上 実施機関の担当医は常に講習会や研修会に出席し、診断技術の向上に努める。また、2週に1回症例検討会を開催し精度管理を行う。

## (8) がん検診に係る仕様書について

がん検診については、盛岡市医師会、盛岡市立病院、岩手県予防医学協会、及び岩手県対がん協会とそれぞれ業務委託契約を締結している。具体的な仕様については胃がん検診実施要領等の各種実施要領において定められ業務が実施されている。

## (9) 玉山区における集団検診委託先について

玉山区における集団検診の委託先については、以下の通り選定し随意契約を行っている。随意契約の理由として「当該業者は、昨年度においても同様の業務を委託しており、各検診の結果データを保有している。また、県内の各自治体及び事業所等の検診業務委託の実績を有し、履行状況も良好であることから、確実な業務の履行が期待できる。」とされているが、検診バスの稼働状況なども鑑みて委託先を2者としているとのことである。

委託先	内容	選定理由
公益財団法人岩手県対がん協会	①胃がん検診 ②乳がん検診 ③子宮頸がん検診	当該業者は、昨年度においても同様の業務を委託しており、各検診の結果データを保有している。
公益財団法人岩手県予防医学協会	①肺がん検診 ②大腸がん検診 ③前立腺がん検診 ④肝炎ウィルス検診 ⑤女性健康診査	同上

## (10) 個別検診と集団検診に係る自己負担率の差異について

旧盛岡市と旧玉山村とは平成18年1月10日において合併しているが、合併以前から集団検診を行っており旧玉山村ではがん検診などについての集団検診を引続き行っているが、平成20年度より、玉山区では、個別検診と集団検診のどちらかを選択して受診できる方式を採用している。合併による制度の急変を避けることや、病院の数や人口など旧盛岡市と旧玉山村では同一ではないことから、旧盛岡市と同様の個別検診に統一するべきとは判断できないところがある。よって、過渡期的な対応策として地区ごとの実情に合わせて検診の実施方法を選択することに問題はないと考えられる。しかし、下表のように旧盛岡市と旧玉山村の自己負担額・率を比較すると差異がある状況である。

検診項目		①盛岡市・旧玉山村 (個別検診)			②旧玉山村 (集団検診)			③自己負担 差異①-②	
		検診 単価	自己 負担	負担 率	検診 単価	自己 負担	負担 率	金額	率
女性健康診査		6,120	1,200	19%	3,118	1,000	32%	200	▲13%
肺がん	胸部X線直接撮影	4,160	900	21%	-	-	-	-	-
	胸部X線間接撮影	-	-	-	1,575	500	31%	400	-

検診項目		①盛岡市・旧玉山村 (個別検診)			②旧玉山村 (集団検診)			③自己負担 差異①-②	
		検診 単価	自己 負担	負担 率	検診 単価	自己 負担	負担 率	金額	率
検診	胸部X線直接撮影及び喀痰 細胞診	6,460	1,400	21%	-	-	-	-	-
	胸部X線間接撮影及び喀痰 細胞診	-	-	-	4,095	1,300	31%	100	-
大腸がん検診		4,390	1,000	22%	1,365	500	36%	500	▲14%
前立腺 がん検 診	採血を単独で実施した場合	3,110	1,000	32%	2,331	700	30%	300	2%
	採血を特定健康診査等との 組合せにより実施した場合	-	-	-	1,575	700	44%	-	-
肝炎ウ イルス 検診	採血を単独で実施した場合	3,640	1,000	27%	3,381	1,000	29%	0	▲2%
	採血を特定健康診査等との 組合せにより実施した場合	-	-	-	2,625	1,000	-	-	-
胃がん 検診	胃部レントゲン直接撮影	11,390	2,800	24%	-	-	-	-	-
	胃部レントゲン間接撮影 *	-	-	-	4,830	800	16%	-	-
乳がん 検診	一側2方向	7,970	1,700	21%	6,195	1,400	22%	300	▲1%
	一側1方向	7,670	1,700	22%	4,410	1,400	31%	300	▲9%
子宮頸がん検診		6,210	1,600	25%	4,200	1,000	23%	600	2%

\*胃がん検診については旧盛岡市、旧玉山村とも、個別検診又は集団検診のどちらかを選択して受診。胃がん集団検診は両地区で実施しており、委託料及び自己負担額は同額。

#### 4.7.4. 監査の結論

##### (1) 健康診査の対象者について (指摘事項 9)

健康診査の対象者について「平成25年度保健所概要」と「健康診査実施要領」との間に記載内容の不一致がある場合には、書類の正確性に不備があるという問題だけではなく、想定業務との齟齬から、業務の実施に当たり混乱の原因ともなる。健康診査の対象者の範囲を明確化し整合性のある書類を整備することは、実務の効率的な遂行や受診率の向上に寄与するものであるため書類間の記載内容の統一を図る必要がある。

また、実際の業務運用上は対象者の範囲がより広く捉えられており、例えば、DV(家庭内暴力)や各種施設入所などにより特定健康診査及び後期高齢者健康診査を受けられないといった場合にも対象としている。しかし、これらの対応は健康診査実施要領などにおいての定めがないため、現状としては健康診査の制度外の対応になっていると考えられる。他方、健康診査は生活習慣病の早期発見と予防を目的としていることから、「平成25年度

保健所概要」などで規定されている対象者だけではなく、様々な理由により他制度の健康診断を受診できない方を対象者とするのは、個別事情を勘案した上での柔軟な実務対応であり例外的に認められる余地はあるものと思われる。但し、制度外の個別事情による例外を認めることは望ましくないため、健康診査の対象者の定義を見直し例外的対応についても健康診査実施要領などに織込み、制度内の対応であることを明確化する必要がある。

## (2) 健康診査の自己負担金について (指摘事項 10)

---

65歳以上で後期高齢者被保険者証をお持ちの人の自己負担金について、無料(平成25年度保健所概要)、1,500円(健康診査実施要領)及び500円(健康診査記録票)と金額に相違がある。不一致がある場合には、書類の正確性に問題があるというだけでなく、実務の遂行に当たって混乱の原因ともなる。健康診査の対象者の範囲を明確化し整合性のある書類を整備することは、実務の効率的な遂行や受診率の向上に寄与するものであるため書類間の記載内容の統一を図る必要がある。尚、平成25年度では65歳以上で後期高齢者被保険者証をお持ちの人の該当者がおらず実際上の影響はないとのことである。

## (3) 検診票の印刷の請負契約について (意見 10)

---

### ① 分割契約について

「工事又は製造の請負」については130万円以内の場合には地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び盛岡市財務規則第118条により随意契約が可能となっているものの、130万円を超える場合には地方自治法施行令第167条の2第1項第1号以外により契約内容の性質又は目的が競争入札に適しないものでなければ随意契約を選択することはできない。

検診票の印刷契約については検診項目の内容は異なるものの、印刷文面の内容に相違があるだけであり検診項目ごとに印刷業者を変更する必要性はないものと考えられる。地方自治法施行令第167条の2第1項の趣旨及び業務の効率化を勘案すると、契約を分割することなく一括で契約することが合理的であり、随意契約の可否に係る金額の判断についても総額で行うべきである。

### ② 随意契約について

市における契約は原則として競争入札を選択し、公平性及び効率性を確保することが求められ、随意契約は例外として相当の理由がある場合に限られるものである。

「①の分割契約について」の可否を含め随意契約とする根拠の妥当性について検討するとともに、随意契約の選択理由については担当課と契約検査課とで整合性のある書類を保存すべきである。

#### (4) 成人検診受診券等の納品・検収について（指摘事項 11）

---

納品書は納品物及び納品日を明確にすること、検収は納期通りに規定業務が完了しているかどうかを確認することが目的であるから、納品が分割して行われている場合においては、その都度実際の業務執行日に検収を実施する必要がある。

#### (5) 受診率向上対策について（意見 11）

---

市では以下の通り健康診査の受診率向上を図る活動をしているが、過年度の未受診者などに対して受診勧奨をすることについても重ねて検討するべきである。

- 成人検診受診券の発行
- 検診だよりを広報の別冊として全戸配布
- 集団検診のお知らせの全戸配布（玉山区のみ）
- 検診受診について市ホームページに掲載
- 検診受診について保健推進員の地区活動を通じての呼びかけ
- 検診受診について市内医療機関へのポスターの掲示
- 健康相談、健康教育、幼児集団検診（保護者あて）の機会に「乳がん視触診モデル」を設置し、乳がんに対する自己触診の周知啓発、リーフレットを使用しPR
- 地域の協議会だよりに検診のお知らせを掲載（玉山区のみ）
- がん検診推進事業（子宮頸がん・乳がん・大腸がん）・肝炎ウイルス検診個別勧奨通知事業の実施
- 保健所フェスタや地区健康教室等で乳がん検診他がん検診の啓発チラシ等の配布
- 国保特定健康健診等との同時実施（集団検診・休日開催）
- いわてピンクリボンフェスタスマイルウォークでの啓発
- ジャパンマンモグラフィーサンデーの参加協力依頼
- 市広報での周知

#### (6) 成人検診集計業務の予定・見積価格について（指摘事項 12）

---

業務件数に応じて対価を支払うことが合理的である契約については、単価契約とすることが基本であるため、総価契約ではなく単価契約に改めるべきである。

また、事務の委託に当たっては契約金額などの妥当性を確保すること、検証可能性を保持することに必要な見積りの根拠資料を契約関係書類とともに保管することが必要である。

#### (7) 精度管理規定について（意見 12）

---

事業の質の向上を図るため各実施要領において精度管理の規定を設け、精度管理の方法を明確にした上で、実際に精度管理の状況を確認し実施要領に従い業務が実施されていることを確認することが重要である。

## (8) がん検診に係る仕様書について (意見 13)

各種がん検診の実施要領等には、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」(独立行政法人国立がん研究センターがん予防・検診研究センター検診研究部検診評価研究室)の項目が明記されていないため、記載されていない項目については追記し事業の品質の確保を十全に行う必要がある。以下は胃がん検診に係る参考である。

### 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目【胃がん検診】

#### 1. 検査の精度管理

##### 検診項目

検診項目は、問診及び胃部 X 線検査とする。

##### 問診

問診は現在の病状、既往歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

##### 撮影

撮影機器の種類(直接・間接・DR 撮影、I. I. 方式等)を明らかにする。原則として間接撮影で、10×10cm 以上のフィルムで I. I. 方式とする。

撮影枚数は最低 7 枚とする。

撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする注 1)。

造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150ml とする)保つとともに、副作用等の事故に注意する。

撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会による研修を修了すること。

撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告する。

##### 読影

読影に従事する医師は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告する。

読影は原則として 2 名以上の医師によって行う(うち一人は日本消化器がん検診学会認定医とする)。その結果に応じて過去に撮影した X 線写真と比較読影する。

##### 記録の保存

X 線写真は少なくとも 3 年間は保存する。

問診記録・検診結果は少なくとも 5 年間は保存する。

##### 受診者への説明

要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。

精密検査の方法や内容について説明する。

精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。

#### 2. システムとしての精度管理

精密検査結果及び治療<sup>注 2)</sup>結果の報告を、精密検査実施機関から受ける。

診断のための検討会や委員会（第三者の胃がん専門家を交えた会）を設置する。

### 3. 事業評価に関する検討

チェックリストに基づく検討を実施する。

都道府県がプロセス指標（受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度に基づく検討ができるようデータを提出する。

### 4. がん検診の集計・報告

実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計する。  
注1) 新・撮影法・変法、直接撮影法、DR(Digital Radiography)及び FDP(Flat Panel Detector)による撮影法は、日本消化器がん検診学会発行、新・胃 X 線撮影法（間接・直接）ガイドライン（2005）を参照

注2) 組織や病期把握のための内視鏡治療など

## (9) 玉山区における集団検診の委託先について（意見 14）

市の発注は、特段の理由がない限りは競争入札により契約先を決定するのが原則である。集団検診の随意契約の締結に当たっては、見積書の入手、受注者の業務供給能力の体制を把握などに努め、その上で具体的な事情から競争入札に適さないのであれば、その旨を明確に文書化し検証可能性のある状態にする必要がある。

## (10) 個別検診と集団検診に係る自己負担率の差異について（意見 15）

個別検診及び集団検診の検診項目自体は同じであるが、受診する病院の選択ができるかどうかや全ての検診項目について一か所の病院で受診できるかどうかなど受診環境は異なっているため、検診単価や自己負担額に差異があることは自然である。しかし、合併後において、旧盛岡市と旧玉山村の間に差異が残ることについては合理的な理由がなければ好ましくない。旧盛岡市と旧玉山村の間の差異の解消を図るため、衡平性の視点から自己負担率については同じ水準となるように自己負担額を設定するなど検討が必要と考える。

## 4.8.成人歯科健康診査事業（成人保健）

### 4.8.1.事業の概要

成人歯科健診は、う蝕や歯周病等の予防に関する指導を行うとともに、う蝕や歯周疾患の早期発見、早期治療を行い、歯、口腔衛生、口腔機能の保持及び改善を図ることを目的としている。

成人歯科健診について青森市、秋田市など他の中核市においては、40歳、50歳など節目健診の方法が相対的に多く採用されているが、盛岡市においては40歳以上を対象に実施していることが市における特色となっている。

中核市	歯科健康診査の対象年齢
青森市	40・50・60・70歳
盛岡市	40歳以上
秋田市	30・40・50・60・70歳
郡山市	40・50・55・60・65・70歳
いわき市	40・50・60・70歳

#### 4.8.2. 監査手続

歯科健康検査に係る目標の達成度合いを確認し、目的の合理性などの検討を行った。

#### 4.8.3. 監査の結果

##### (1) 成人歯科健康診査の目標達成評価について

市では「もりおか健康21プラン（平成17年度～平成26年度）」において以下の目標を設定し、本監査の実施段階において最終評価を行うとともに「第二次もりおか健康21プラン」の策定に着手している。結果、設定目標のうち「歯間清掃用具を毎日使う人を増やす（旧玉山村）」については評価Dとなっている。また、「かかりつけ歯科医を持つ人を増やす」については評価不可となっている。

##### ① 20歳以上の自分の歯のある人を増やす

		策定値	最終値	目標値	達成率	評価
旧盛岡市	壮年期	75.9%	78.8%	90%以上	87.5%	B
	高齢期	36.9%	47.5%	60%以上	79.1%	B

評価基準（以下同様）

- A：目標値に達した
- B：策定時と比べて改善傾向にある
- C：変わらない
- D：悪化している

## ②毎日2回以上歯を磨く人を増やす

	策定値	最終値	目標値	達成率	評価
旧盛岡市	71.8%	77.4%	80%以上	96.7%	B

## ③歯間清掃用具を毎日使う人を増やす

	策定値	最終値	目標値	達成率	評価
旧盛岡市	20.8%	23.6%	50%以上	47.2%	B
旧玉山村 (青壮年期)	20.3% (青壮年期)	9.2% (青壮年期)		19.8%	D

## ④年1回以上定期健診を受ける人を増やす

	策定値	最終値	目標値	達成率	評価
旧盛岡市	35.6%	43.1%	50%以上	86.2%	B
旧玉山村	25.1%	29.9%		59.8%	B

## ⑤かかりつけ歯科医を持つ人を増やす

	策定値	最終値	目標値	評価
旧盛岡市	42.9%	—	60%以上	評価不可

## 4.8.4. 監査の結論

### (1) 成人歯科健康診査の目標達成評価について（指摘事項 13）

「かかりつけ歯科医を持つ人を増やす」については、当初、盛岡市歯科医師会が独自に行っている「盛岡市歯科在宅当番医制事業」に依拠した評価数値の収集を想定していたが、当該事業が最終評価前に終了したため最終値の収集が不可能になったものである。もりおか健康21プランに係る計画を策定するに当たっては、情報収集の可能性を勘案し事後評価の体制を構築する必要がある。

## 4.9. 健康教育事業（成人保健）

### 4.9.1. 事業の概要

#### (1) 代謝を上げるための運動教室事業

代謝を上げるための運動教室事業は、もりおか健康21プランの身体活動領域の目標を達成するため、運動したい、代謝を上げたいと思っはいても何をすればよいかわからない人や、これまで自分なりに運動の取り組みをしたが効果がでなかったという人を対象とし、運動の機会や効果的な運動を行う知識と身近な運動施設の情報提供を図ることにより、運動習慣を身に付け続けていくためのきっかけ作りを行うことを目的とした事業である。

定員 25 名の全 6 回 2 クールにて実施しており、毎月隔週木曜日（13:30～15:00）で対象者は以下の通りである。

- 64 歳以下の市民
- 運動習慣（週 2 回以上、1 回 30 分以上、1 年以上継続している）がない人
- 膝、肘、腰などに痛みがなく、医師からの運動制限がない人

---

#### 4.9.2. 監査手続

---

事業の実施報告である「集団健康教育実施報告書」を閲覧し、事業の実施の有無及び内容について確認をした。

---

#### 4.9.3. 監査の結果

---

##### (1) 代謝を上げるための運動教室

代謝を上げるための運動教室の参加者数の実績は、以下の通りとなっている。定員は 25 名であるため 50%前後の低調な参加状況となっている。

	平成 24 年度		平成 25 年度	
クール	1	2	1	2
申込者数	18	20	12	13

---

#### 4.9.4. 監査の結論

---

##### (1) 代謝を上げるための運動教室について（意見 16）

対象者は 64 歳以下の市民となっており、開催場所（市保健所）や開催日時（隔週木曜日の 13:30～15:00）の関係で、運動習慣のない方が遠方に在住している場合（玉山区など）や平日に働いている場合などには参加することが相当困難である。

参加率の向上を図るためには、複数箇所での実施や曜日・時間帯を休日・夜間に見直すなど参加機会の拡充を図ることが必要と考える。

---

#### 4.10. 健康相談事業（成人保健）

---

##### 4.10.1. 事業の概要

---

健康相談事業は、健康増進法に基づき、心身の状況に応じたきめ細やかな相談に応じ、個人の状況に合わせて日常生活上の健康管理、生活習慣病予防などに指導及び助言をおこない、自らの健康の保持増進に資することを目的とする。

40歳以上の市民を対象者とし、保健所や保健センター、地区活動センターなどでの定期健康相談、公民館等での地区健康相談を実施している。重点相談項目としては病態別、高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗鬆症、女性の健康の7項目を挙げている。

定期健康相談会場	相談時間	定期健康相談会場	相談時間
市保健所	毎月概ね第1火曜日 13時30分～15時	高松地区活動センタ ー	毎月第4火曜日 10 時～11時30分
	毎月概ね第3火曜日 9時30分～11時	上田老人福祉センタ ー	毎月第2水曜日 10 時～11時30分
都南地区保健センタ ー	毎月第2火曜日 10 時～11時30分☆8 月は第3火曜日	土淵地区活動センタ ー	奇数月第1木曜日 13 時30分～15時
飯岡地区保健センタ ー	偶数月第1火曜日 9 時30分～11時	本宮地区活動センタ ー	毎月第2金曜日 10 時～11時30分
青山地区活動センタ ー	毎月概ね第3金曜日 10時～11時30分	つなぎ老人憩いの家	毎月第2木曜日 13 時～15時
仙北地区活動センタ ー	毎月第3金曜日 10 時～11時30分	山岸地区活動センタ ー	奇数月第1水曜日 10 時～11時30分
松園地区活動センタ ー	毎月第3金曜日 10 時～11時30分		

#### 4.10.2. 監査手続

定期健康相談報告書などを閲覧し実施要領に従い業務が実施されていることを確認した。

#### 4.10.3. 監査の結果

##### (1) 健康相談に係る実施要領の見直しについて

相談者の状況は以下の通りとなっており、実施要領で対象としている40歳以上の市民よりも40歳未満の相談者数が多い状況となっている。これは40歳未満の幼児健診の保護者の相談を行っているためである。

	内容	実施回数	延べ人数	初回人数(再掲)
重点	病態別	2	41	23
	高血圧	1	30	30
	脂質異常症	5	88	83
	糖尿病	4	58	36
	歯周疾患	3	42	29
	骨粗鬆症	7	453	453

内容		実施回数	延べ人数	初回人数(再掲)
	女性の健康	121	4,666	4,666
総合	所内相談	130	1,799	586
	地区健康相談	64	854	808
計		337	8,031	6,714

実施回数	相談者数				年代別			
	男	女	計	再掲(初)	40歳未満	40～64歳	65歳以上	計
337	828	7,203	8,031	6,714	4,289	1,366	2,376	8,031

#### 4.10.4. 監査の結論

##### (1) 健康相談に係る実施要領の見直しについて (指摘事項 14)

健康相談について実施要領で対象としているのは40歳以上であることから、本来は40歳未満の者は対象とされるべきではないが、40歳未満の者について健康相談需要が高まっており必要性が認められるならば、要領を見直した上で健康相談を行っていく必要がある。

#### 4.11. 栄養改善事業 (成人保健)

##### 4.11.1. 事業の概要

##### (1) MORIOKA「食」教室

「食育」の必要性がいわれている中、日々家庭の食事づくりを担う女性を対象に講習会を開催し、健康、運動、食事について正しい知識の普及に努め、家族の健康づくりに資することを目的とした事業である。

概ね20～30代の女性を対象に定員20名として公民館において行われる1日コース、保健所で行われる2日間コース、企業に勤務する市民等を対象とした職域コースがある。

##### (2) 食生活改善推進員養成教室 (栄養教室7回コース)

食生活改善を基本に、市民の健康づくりを推進するため、自らの発意により地域においてボランティア活動を実施する食生活改善推進員を養成すること目的とする事業である。

##### (3) 食生活改善推進員再教育

食生活改善推進員の活動に役立つ知識の普及等、養成教室後のフォローアップを図ることを目的とした事業である。

#### (4) 食生活改善推進員研修会

---

健康づくりや疾病予防の講話と調理実習・運動等を行い、食生活改善推進員のスキルアップを図ることを目的とした事業である。

#### (5) 食生活改善推進員地区活動

---

食生活改善に関する知識の普及を目的とする、食生活改善推進員の自主活動である。

#### (6) 食育推進計画の推進

---

庁内ネットワーク及び食育推進協議会の開催、食育に関する情報発信・企画を目的とする事業である。

---

#### 4.11.2. 監査手続

---

各業務資料を閲覧し実施要領に従って業務が実施されていることを確認した。

---

#### 4.11.3. 監査の結果

---

##### (1) MORIOKA「食」教室の職域コースについて

---

平成 25 年度においては会社従業員を対象とすることを計画していたが（時間帯は 11 時～30 分程度）、企業側での都合が合わず取りやめとなっている。事業者の選定に当たっての規定などは設定されておらず、企業内保健師の有無や女性の割合などを勘案し候補先が決定されている。

##### (2) 食生活改善推進員地区活動について

---

食生活改善推進業務については、盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会に 722,000 円で業務委託され、例年同額での契約締結となっており、実質的な再見積もりが行われず予定価格と同額となっている。業務内容は以下の通りであるが、委託先の収支決算によると基本的に 1 人当たり会費 1,000 円と当業務委託費をもとにボランティアである食生活改善推進員によって運営され、事務は健康推進課によって行われている。

- 対象別栄養教室の開催（平成 25 年度テーマ「糖尿病予防の食生活」）  
仕様：17 地区毎に年 1 回、実績：17 地区 722 人参加
- 地区における栄養改善教室の開催  
仕様：36 地区毎に年 1 回、実績：36 回 6,195 人参加
- 「盛岡市保健所フェスタ 2013」健康食コーナーの開設と試食品の提供
- 市主催事業に伴う栄養指導補助業務  
仕様：年 10 回

- 学校における食育事業

#### 4.11.4. 監査の結論

##### (1) MORIOKA「食」教室の職域コースについて（意見 17）

職域コースの実施に当たっては、事業実施要領が企図している通り事業を毎年実施することができるように企業との調整を図り、当事業目的の達成に努める必要がある。

##### (2) 食生活改善推進員地区活動に関する業務委託について（意見 18）

委託業務の実施回数などは毎年異なっていることから、ボランティア活動の性格はあるとしても単価契約にするなど適正な金額による契約が可能であり合理的である。支出の意図が経費補助にあるのであれば補助金の形をとるなどの異なった対応が必要と考える。

#### 4.12. 特定保健指導事業（成人保健）

##### 4.12.1. 事業の概要

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする事業である。

尚、腹囲又はBMI と、血糖値、血圧値、脂質値、喫煙歴等を総合的に判断した結果、より動脈硬化の危険性が高いと判定された人には、積極的支援として3～4回の個別及び集団保健指導と応援レターによる支援を、その危険性が出始めた人には動機付け支援として1～2回の集団保健指導と応援レターによる支援を行っている。

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
特定健康診査	対象者数（人）	43,658	43,758	43,758	44,201	44,185	47,865	
	受診者数（人）	13,423	14,797	15,327	17,120	17,494	18,686	
	受診率（%）	30.3	33.8	35.0	38.7	39.6	39.0	
特定 保健 指導	積極的 支援	対象者数（人）	383	468	471	486	437	334
		終了者数（人）	54	49	48	63	48	35
		実施率（%）	14.1	10.5	10.2	13.0	11.0	7.2
	動機付 け支援	対象者数（人）	1,345	1,394	1,337	1,451	1,433	993
		終了者数（人）	246	230	284	279	318	242
		実施率（%）	18.3	16.5	21.2	19.2	22.2	17.0

---

#### 4.12.2. 監査手続

---

業務資料を閲覧し実施要領に従って業務が実施されていることを確認した。

---

#### 4.12.3. 監査の結果

---

##### (1) 特定保健指導に係る封筒及びポスターについて

保健所では、国民健康保険加入の特定保健指導の対象者に対して「特定保健指導利用券」を送付している。送付に当たり積極的支援対象者に対しては黄色の封筒、動機付け支援対象者に対しては水色の封筒を使用している。また、特定保健指導に係るポスターを掲示し封筒の色の案内がされているほか、封筒の下部には特定保健指導のお知らせの旨が印字され利便性の向上が図られている。

---

#### 4.12.4. 監査の結論

---

##### (1) 特定保健指導に係る封筒及びポスターについて **(意見 19)**

特定保健指導に係る通知は、健康診断の結果により対象者が選定され送付されるものであり健康状態という個人情報に該当し、特定保健指導の対象者かどうかについては個人情報として保護・配慮されるべきと考えられる。そのため、封筒の表に特定保健指導の記載をすることは取りやめるとともに、ポスター掲示によって積極的支援対象者は黄色、動機付け支援対象者は水色であることを案内することも中止するべきである。

尚、当ポスターについては平成 26 年度から色分けで支援対象者を案内する掲示内容を取りやめ、既に一部是正措置がとられている。

## 第 5.保健予防課

### 5.1.保健予防課の概要

#### 5.1.1.事務事業

事務事業名	内容
予防接種事業	<p>◎子育て支援事業等を実施する。</p> <p>①幼児インフルエンザ予防接種助成 小学校就学前の乳幼児を対象に、個別接種 1 回につき 1,000 円を補助する。</p> <p>②成人風しん予防接種助成 妊娠を希望又は予定している女性と妊婦の夫を対象に、予防接種費用の 2 分の 1（上限 3,500 円）を補助する。</p> <p>◎予防接種法に基づき、各種予防接種を実施する。</p> <p>①乳幼児個別接種（指定医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ） ・麻しん及び風しん</li> <li>・日本脳炎 ・BCG 接種：生後 1 歳に至るまでの間</li> <li>・ヒブワクチン接種：生後 2 か月以上 60 か月に至るまでの間</li> <li>・小児用肺炎球菌ワクチン接種：生後 2 か月以上 60 か月に至るまでの間</li> </ul> <p>②児童・生徒個別接種（指定医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二種混合（ジフテリア、破傷風）：小学校 6 年生</li> <li>・日本脳炎：9 歳以上 13 歳未満</li> <li>・子宮頸がん予防ワクチン接種：小学校 6 年生～高校 1 年生に相当する年齢である女性</li> </ul> <p>③特例対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本脳炎：平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの者</li> </ul> <p>④長期療養を必要とする疾病にかかった者の定期接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期療養を必要とする疾病にかかった者が特別の事情がなくなってから起算して 2 年を経過する日までの間 *四種混合ワクチンを使用する場合は 15 歳、BCG は 4 歳、ヒブワクチンは 10 歳、小児用肺炎球菌ワクチンは 6 歳と、それぞれの年齢に達するまで。それ以外は上限年齢なし。</li> </ul> <p>⑤高齢者（65 歳以上）個別接種（指定医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ（自己負担 1,300 円、低所得者は無料）</li> </ul>
栄養改善指導事業	<p>◎健康増進法に基づき、栄養改善指導を実施する。</p> <p>①特定給食施設等の管理 特定給食施設等の届出の受理、立入検査、個別・集団指導を実施する。</p> <p>②食品の特別用途表示・栄養表示基準等の管理 特別用途表示の許可申請の進達、栄養成分表示に関する相談及び指導を行う。</p> <p>③外食栄養成分表示登録店推進事業 飲食店において、メニュー等にエネルギー及び塩分等の栄養成分を表示し、住民の栄養成分への関心を高める。</p> <p>④調理師・栄養士・管理栄養士の免許管理 調理師・栄養士免許（県知事が交付）、管理栄養士免許（厚生労働大臣が交付）の申請受付及び進達、交付を行う。</p>

事務事業名	内容
	⑤国民健康・栄養調査を実施する。
感染症予防事業	<p>◎感染症予防関係（結核を除く）          感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症のまん延の予防を図る。</p> <p>①市民へ感染症に対する啓発の実施（パンフレット配布、広報掲載等）          ②感染症発生時の対応（積極的疫学調査等）          ③感染症患者の入院勧告及び医療費公費負担（一・二類感染症）          ④エイズ相談・検査事業 週1回（相談は随時）          ⑤肝炎相談・検査事業 週1回（相談は随時）          ⑥風しん抗体検査事業 随時（指定医療機関）          ⑦災害発生時の感染症予防活動</p> <p>◎結核予防関係          感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核の予防及び結核患者管理を実施する。</p> <p>①定期結核健康診断（X線間接撮影）：65歳以上の市民          ②結核患者の入院勧告及び医療費公費負担          ③結核患者積極的疫学調査          ④接触者健康診断 月2回          ⑤結核患者管理（結核登録者精密検査・訪問指導）          ⑥感染症診査協議会 月2回</p>
精神保健福祉事業	<p>◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がい者の早期治療の促進及び住民の精神保健向上に向けた事業を行う。併わせて、自殺対策を行う。</p> <p>①精神保健福祉相談          ・精神科医による相談〔月1回・面接相談（要予約）〕          ・保健師による随時相談〔電話・面接（要予約）・家庭訪問〕</p> <p>②こころの健康づくり講演会（年1回）          ③自殺対策          ・盛岡市自殺対策推進連絡会議及び自殺対策実務者会議の開催          ・酒害相談員による酒害相談（年6回・奇数月）          ・自殺対策研修会（ゲートキーパー研修会）（随時）          ・地区こころの健康づくり講座（随時）          ・普及啓発（相談窓口の周知、リーフレット・ポスターの配布等）</p>
地域生活支援事業	<p>◎障害者総合支援法に基づき、精神障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、精神障がい者への理解を深め、精神障がい者を支える地域づくりの推進を図るための事業を行う。</p> <p>①精神障がい者家族のための精神保健講座（2コース）          ②精神保健ボランティア及び家族会等の活動支援（随時）          ③精神保健ボランティアフォローアップ研修（年1回）          ④精神保健福祉サービスのご案内（こころのハーモニー）発行</p>
在宅難病患者支援事業	<p>◎難病患者等の居宅における療養生活を支援する。</p> <p>①盛岡市在宅難病患者支援事業推進協議会          ②講演会及び医療相談会（年3回）          ③保健師による療養相談（随時）</p>

事務事業名	内容
	④在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業 *平成 25 年 4 月に「障がい者総合支援法」が施行され、障がいの定義に難病等が加わり障がい福祉サービス等の対象となったことから、「難病患者等ホームヘルパー派遣事業・在宅難病患者等短期入所事業・難病患者等日常生活用具給付事業」は、平成 24 年度末に廃止された。

### 5.1.2.組織及び人員

保健予防課の組織は 17 名で構成されており、担当人員は下表の通りである。

課長	1 名	疾病対策担当	5 名（うち非常勤 1 名）
保健予防担当	6 名（うち非常勤 1 名）	障がい保健担当	5 名（うち非常勤 1 名）

### 5.1.3.予算及び決算

平成 25 年度 事務事業別歳出（千円）	当初予算	決算
地域生活支援事業	202	163
栄養改善事業	1,176	673
精神保健福祉事業	3,965	3,772
在宅難病支援事業	868	660
感染症予防事業	24,278	23,189
予防接種事業*	713,173	657,499

\*予防接種事業の主な費用は予防接種に係る委託費である。当該委託費の内訳は下表の通りである。増減は主に定期接種の制度の変更により生じており、異常増減はない。

予防接種（百万円）	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
不活化ポリオ					9,100	89	3,855	37	
二種混合	2,206	9	2,181	9	2,219	9	2,093	8	
三種混合	10,264	75	10,150	74	8,460	62	2,618	19	
四種混合					1,884	21	7,740	86	
急性灰白髄炎	4,425		3,607		1,399				
麻しん風しん混合	第 1 期	2,413	27	2,416	27	2,485	28	2,452	28
	第 2 期	2,328	23	2,244	22	2,255	22	2,338	23
	第 3 期	2,271	21	2,405	22	2,359	22		
	第 4 期	2,625	24	2,602	24	2,570	24		
麻しん	1	0	1	0	1	0			
風しん	2	0	1	0	3	0			
日本脳炎	8,784	61	14,265	97	13,141	89	11,237	77	
BCG	2,504	15	2,397	15	2,380	14	2,076	13	

予防接種（百万円）		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
インフル エンザ	高齢者	35,133	126	35,617	104	35,043	103	36,929	109
	幼児	17,309	17	16,535	16	17,238	17	17,372	17
ワクチン	成人風しん							508	2
	子宮頸がん予防	794	12	11,364	181	5,688	90	530	8
	ヒブ	1,466	12	10,324	91	10,827	95	10,796	95
	小児用肺炎球菌	1,656	18	12,275	138	11,283	127	10,407	117
合計		94,181	447	128,384	825	128,335	818	110,951	645

## 5.2. 予防接種事業

### 5.2.1. 事業の概要

予防接種法は「伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的」とするものであり、法律の目的に資するため、予防接種率をいかに高めるかという点が重要となる。

現在、盛岡市における予防接種は委託契約とされ、集団接種を行っておらず全て個別接種となっている。費用は全て公費により負担していることから、医療機関に対する委託費が発生する。平成 25 年度においては、予算額が 686,211 千円であった。市では定期予防接種に関して、全額公費負担を実施しているが、国から地方交付税として予防接種の 9 割を負担されている。

委託先は、一般社団法人盛岡市医師会、岩手医科大学附属病院、岩手県立中央病院、盛岡赤十字病院、独立行政法人国立病院機構盛岡病院、岩手県立療養センター及び盛岡市立病院であり、単価は一般社団法人盛岡市医師会との間で取り決められ、他医療機関との契約には同医師会との契約単価が用いられる。平成 25 年度の契約単価は下表の通りである。

種類	単価	種類	単価
ジフテリア、百日せき、破傷風、不活性ポリオ 4 種混合ワクチン	11,190	麻しん風しん混合ワクチン第 2 期	10,170
ジフテリア、百日せき、破傷風 3 種混合ワクチン	7,340	麻しんワクチン	7,940
不活化ポリオワクチン	9,820	風しんワクチン	7,980
ジフテリア及び破傷風予防接種第 2 期	4,290	日本脳炎予防接種(幼児)	7,190
麻しん風しん混合ワクチン第 1 期	11,530	日本脳炎予防接種(小学生以上)	6,430
		BCG 接種	6,270
		ヒブワクチン接種	8,852
		小児用肺炎球菌ワクチン接種	11,267
		子宮頸がん予防ワクチン	15,939

---

## 5.2.2. 監査手続

---

- 稟議書等の閲覧、質問、資料の整合性チェック等を行い、業務の適正性を検証した。
- 予防接種の効果検証に係る資料の閲覧、厚生労働省の統計資料との比較を行った。
- 資料の閲覧、質問により予防接種に係る公費負担について分析を行った。

---

## 5.2.3. 監査の結果

---

### (1) 随意契約理由について

---

契約方法を随意契約としているのは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「他に当該業務を履行できるものがない」という理由である。この点について、一般社団法人盛岡市医師会と契約することによって、市民は、予防接種を盛岡市内の多数ある病院や診療所で受けることができ、また、それら多くの病院や診療所と個別に契約するのではなく、盛岡市医師会と契約することによって事務的な負担も軽減される。県立医科大学や中央病院といった大きな病院とは個別に契約を行っているが、単価は医師会との契約と同額にしている。競争入札によって特定の病院・診療所のみを委託先とした場合、市民はその契約先となった病院・診療所でしか予防接種が受けられなくなることになり、また、予防接種により非常に混雑し、混乱が生じるということが予想できるため、合理的ではない。従って、医師会と契約することが合理的であり、その意味で随意契約に該当するという判断に合理性がある。

### (2) 入札手続について

---

随意契約であり、たとえ相手が一者であっても予定価格を設定し、見積書を提出させ、予定価格を超える場合は3回まで見積徴取し見積額によって契約価格とするという方法が原則的である。医師会及び個別契約の病院との単価決定に関して、そのような見積徴取という手続は取られていない。営利団体ではなく、医療機関の集まりである一般社団法人盛岡市医師会から入手するということはそぐわないという考え方もあるが、たとえ見積徴取によらない場合でも、公費を最大限に効率的に使用するための手続は必要になるものと考えられる。

### (3) 予定価格決定手続について

---

現状、単価の決定は、保健予防課でワクチン価格の見積りを取得し比較検討を行い、医療点数から1回当たり医療費相当額を計算し、また、過去や他の自治体と比較することにより、盛岡市としての試算をした上で、医師会と交渉し単価を決定している。

#### (4) 予防接種効果の検証について

盛岡市が作成している予防接種率の資料と厚生労働省の統計資料を比較したのが下表である。尚、厚生労働省の統計では平成 25 年度の数値の発表はまだなく、またヒブワクチン、小児用肺炎球菌、BCG の統計は出していない。統計には分母を取りづらいという問題があり、複数年度にわたって接種できるような予防接種に関しては、100%を超える結果になりうる。また、1回・2回や1期・2期などのように段階を踏むものもあり、有効な比較を行うことは困難であると考えられる。

種類	盛岡市 (H25 年度)	厚生労働省 (H24 年度)	種類	盛岡市 (H25 年度)	厚生労働省 (H24 年度)
四種混合	78.9%	34.5%	風しん麻しん混合	97.3%	
三種混合	26.7%	69.0%	日本脳炎	144.6%	144.8%
不活性ポリオ		90.3%	ヒブワクチン	71.7%	
生ポリオ		31.2%	小児用肺炎球菌	69.1%	
麻しん		97.5%	BCG	85.4%	
風しん		97.5%			

#### 5.2.4. 監査の結論

##### (1) 予防接種委託契約について (意見 20)

予防接種に係る単価契約は、随意契約であり、保健予防課が契約を担当している。また、入札にそぐわない契約であることから、通常の入札手続はなされない。一方、総額の金額的な重要性から予防接種の単価契約については、財政課を経由し市長決裁となっている。この際、単価の契約に至った経緯などについて、資料添付によって十分に説明し検証可能性を増すことによって、保健予防課の責任を軽減することが可能であり、また、経済性に資するものと考えられる。具体的には、市長決裁の際に、試算した予防接種委託料の単価、その算定根拠、算定の際に使用したワクチンの見積り資料、試算単価と契約単価の比較及びその分析などの検討に資する資料を添付する等の対応が考えられる。

##### (2) 予防接種率の分析・管理について (意見 21)

盛岡市における麻しん風しんの予防接種率については国と同様に高い割合であり、その他の予防接種についても比較的接種率は高いといえる。しかし、接種率向上のためには前期比較や目標実績比較など、予防接種率の分析・管理が有効に行えるよう、引き続き工夫していくことが肝要であると考えられる。

## 5.3.感染症予防事業

---

### 5.3.1.事業の概要

---

保健予防課では、保健所の業務として「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、特に感染力が強いとされる一類感染症や二類感染症などが発生した場合や、新型インフルエンザが発生した場合などにおいて、感染症の発生の状況把握、健康診断や入院の勧告、一類感染症患者の特定感染症指定医療機関等への移送など必要な対応をすることが求められる。近年話題となった「エボラ出血熱」は一類感染症に該当し、仮に盛岡市で患者が発生した場合には、盛岡市保健所が直接的に相当な対応が要される。

また、平成 25 年度に発生した水害においては、感染症の発生を防ぐための支援として、各種団体や家庭などに石灰や消毒液などを配布するなど行っており、比較的身近といえる災害に対する備えも必要とされている。有事の際に被害を最小限に抑えられるための備えが必要である。

### 5.3.2.監査手続

---

危機管理の状況について、「人」、「物」、「カネ(予算)」、「情報」という保有資源に着目した質問等を行い、関連する資料等を閲覧した。

- 「人」に関しては、有事の際に保健所の職員だけでなく、いかに全市を挙げて対応することができるかという観点から、質問及び資料の閲覧を行った。
- 「物」に関しては、有事の際に使用する備蓄品の管理状況等につき質問及び資料の閲覧を行った。
- 「カネ(予算)」に関しては、有事の際にいかに迅速に必要な資金を調達できるかという観点から質問等を行った。
- 「情報」に関しては、有事の際にどのような手続を実施すべきかというガイドラインやマニュアル関係の整備状況について質問及び資料の閲覧を行った。

### 5.3.3.監査の結果

---

#### (1) 「人」に関して

---

一類感染症や二類感染症に関するマニュアルは、岩手県のマニュアルを使用しており、感染症が発生した場合の盛岡市を挙げての職務分掌をどうするかという独自のマニュアルは作成の過程であった。

## (2) 「物」に関して

---

備蓄品を把握するための定期的な棚卸しは行われているが、必要量の算出に基づき、予算に裏付けされた在庫管理は確立されていない状況であった。

## (3) 「カネ(予算)」に関して

---

備蓄に関する予算は、必要備蓄量から算出されるべきと考えられるが、「需用費」に含まれており、一律の予算削減の対象となっていることから、備蓄に関する予算を取るのが難しいという状況があった。尚、平成 25 年度の水害の際は、保健予防課の予算では賅えなかったため、予算を一時流用した上で補正予算により充当していた。

## (4) 「情報」に関して

---

一類感染症や二類感染症に関するマニュアルは、岩手県のものを用いており、盛岡市独自のものについては作成の課程であった。

## 5.3.4. 監査の結論

---

### (1) 「人」について (意見 22)

---

通常、直接業務に関わる職員数は保健予防課で 17 人、保健所全体で 104 人であり、有事の際は人手が不足する可能性がある。このリスクに備えて、有事の際に盛岡市の職員全体を挙げて対応する場合にどういった役割分担をしなければならないのかということを決めておくことが重要であると考えられる。

これについて「盛岡市新型インフルエンザ対策ガイドライン」においては、「新型インフルエンザの流行が拡大した第二段階(国内発生早期)以降の段階においては、盛岡市健康危機管理対策方針に基づき、盛岡市健康危機対策本部を設置」するものとし、危機における各課の職務分掌の定めがある。一方、一類感染症や二類感染症のような感染症に関しては、岩手県のマニュアルに頼っている状況であり、危機において市役所を挙げて対応できる体制を整えるためにも、市独自のガイドライン・マニュアルの作成が急がれる。

### (2) 「物」について (意見 23)

---

備蓄品の在庫状況を把握するための棚卸しは行われているが、制度として確立されておらず、市を挙げて備蓄対策をすることの検討を行うべきであるとする。まず、制度としての備蓄の整備は、必要量の算出及び市による承認という手続から始め、合わせて在庫管理、入出庫管理、備蓄を確保するための予算的な手当など、危機に備えるための制度的な運用が必要ではないかと考えられる。

### (3) 「カネ（予算）」について（意見 24）

---

備蓄品の購入に関する予算は「需用費」とされ政策的な予算削減対象となっており、備蓄をしづらいという状況にある。制度的に備蓄品の管理を行う際には、必要な備蓄量を補うための予算を付ける必要があると考えられる。

### (4) 「情報」について（意見 25）

---

危機的状況が発生した際、誰がどのように動くかという具体的なマニュアルが欠かせない。「盛岡市保健所健康危機管理方針」では、「健康危機について、あらかじめ、各課長において個別の健康危機管理実施要綱、対策マニュアル、活動マニュアル等の施策その他健康被害の発生に対処するための必要な措置を講じなければならない」とされ、保健予防課長は「感染症その他これに類するもの」について求められている。

新型インフルエンザに対しては以前からマニュアルが存在し、平成 23 年 6 月には、「盛岡市保健所新型インフルエンザ対応マニュアル」が策定され、平成 26 年 6 月には「盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」が作成されている。一方、一類感染症や二類感染症のような感染症法上の感染症に関しては、岩手県のマニュアルに頼っている状況である。岩手県の保健所の機能と盛岡市の保健所の機能は類似するものと考えられるが、両者では組織が全く異なることから、有事の職務分掌については、岩手県のマニュアルをそのまま使用することはできない。従って、盛岡市での独自マニュアルの作成が望まれる。

## 第 6.生活衛生課

### 6.1.生活衛生課の概要

#### 6.1.1.事務事業

事務事業名	事務事業内容
生活衛生指導事業	旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、温泉法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、営業許可、監視指導等の事務を行う。
食品衛生指導事業	食品衛生法に基づく営業許可・監視指導、と畜場法に基づく設置許可・と畜検査等、化製場等に関する法律に基づく設置許可・監視指導及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく設置許可・監視指導の事務を行う。
試験検査事業	食品衛生法に基づく収去検査、飲用水検査等を行うほか、感染症や食中毒発生時には原因特定のための検査を行う。
動物愛護事業	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業の登録、適正飼育に関する啓発活動・狂犬病予防法に基づく飼犬の登録・狂犬病予防注射の実施・犬の抑留等の事務を行う。また、市民による地域ねこ活動を支援し、所有者不明猫対策を推進する。

#### 6.1.2.組織及び人員

生活衛生課の組織は 19 名で構成されており、担当人員は下表の通りである。

課長	1 名	食品衛生担当	9 名
生活衛生担当	5 名	試験検査担当	4 名

#### 6.1.3.予算及び決算

平成25年度 事務事業別歳出（千円）		当初予算	実績
衛生指導事業	食品衛生指導事業	7,973	7,044
	生活衛生指導事業	1,179	954
	試験検査事業	7,146	6,929
動物愛護事業	動物愛護事業	9,528	9,101
計		25,826	24,028

## 6.2.生活衛生指導事業

### 6.2.1.事業の概要

生活衛生指導事業は、以下のように多様な業法に基づく衛生指導を行う事業である。内容としては、各営業施設等に対する開設許可、諸届出の受理、相談への対応、苦情の受付け、立入検査等である。多くの場合、各法律に対応する地方公共団体の条例が定められ、主に施設基準等を規定されている。このため、対象となる業種等が多いことと合わせ、指導に当たり準拠すべき法令等の種類が多いことが特徴である。

業法等	対象	指導内容
理容師法	理容所	①保健所長への届出 ②理容所使用前の検査・確認③理容の業を行うときの衛生措置 ④理容所の衛生措置 ⑤管理理容師の設置 ⑥環境衛生監視員による立入検査
美容師法	美容所	①保健所長への届出 ②美容所使用前の検査・確認 ③美容の業を行うときの衛生措置 ④美容所設備の衛生措置 ⑤管理美容師の設置 ⑥環境衛生監視員による立入検査
クリーニング業法	クリーニング所	①保健所長への届出 ②クリーニング所使用前の検査・確認 ③クリーニング所設備の衛生措置 ④環境衛生監視員による立入検査
旅館業法	旅館	①営業の許可 ②旅館業を行うときの衛生措置 ③宿泊者名簿の備え付け ④環境衛生監視員の立入検査 ⑤浴槽水等の水質検査
公衆浴場法	公衆浴場	①営業の許可 ②患者に対する入浴の拒否 ③公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止等 ④環境衛生監視員の立入検査 ⑤浴槽水等の水質検査
興行場法	興行場 *1	①営業の許可 ②興行場設備の衛生措置 ③公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止 ④環境衛生監視員による立入検査
水道法	簡易専用水道	①保健所長への届出 ②簡易専用水道施設の衛生措置 ③法定検査結果の確認 ④立入検査
	専用水道	①施設工事前の保健所長の確認 ②給水前の保健所長への届出 ③専用水道施設の衛生措置 ④水質検査結果の確認 ⑤立入検査
建築物における衛生的環境の確保法	法に定める特定建築物の所	①保健所長への届出 ②維持管理についての知識の普及、相談対応、指導等

業法等	対象	指導内容
保に関する法律	有者等 *2	
温泉法	温泉	①温泉の利用許可 ②温泉の成分等の掲示 ③報告徴収 ④立入検査
遊泳用プールの衛生基準	遊泳用プールの設置管理者	①教育委員会等への衛生面の助言・指導 ②遊泳用プールへ立ち入り、助言・指導
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	衣料品や洗剤等の日常生活用品の製造・流通業者	①家庭用品衛生監視員の立入検査 ②家庭用品の収去

\*1：「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

\*2：「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

## 6.2.2. 監査手続

ヒアリング及び資料閲覧により、開設手続及び指導実施等の状況を把握する。

## 6.2.3. 監査の結果

### (1) 新規・廃止件数、監視件数、施設総数（平成 25 年度）

各種営業施設等	新規件数	廃止件数	監視件数	施設総数
理容所	7	7	38	428
美容所	35	23	109	699
クリーニング所	8	11	81	437
興行場	0	0	0	20
旅館業	2	2	47	138
公衆浴場	0	1	32	41
専用水道	0	0	37	26
簡易専用水道	35	5	16	886
特定建築物	4	1	0	168

施設数は上表だけで 2,843 施設と多いが、この中には営業実態がないにも関わらず廃止の届出がされていないものもカウントされている。生活衛生関係の施設の廃止は、営業者の届出による必要があり、職権での廃止を行っていないことも影響していると考えられる。

(2) 相談・苦情件数（平成 25 年度）

各種営業施設等	相談件数	苦情処理件数
理容所	53	0
美容所	22	1
クリーニング所	45	0
旅館業	11	3
公衆浴場	47	6
興行場	2	0
専用水道	29	0

各種営業施設等	相談件数	苦情処理件数
簡易専用水道	10	0
その他井戸等	22	0
その他水道	10	1
特定建築物	68	0
温泉	22	3
その他	36	4
合計	98	18

(3) 指導計画と実績件数（平成 25 年度）

各種営業施設等	計画件数	実績件数	達成率
理容所	143	38	26.6%
美容所	229	109	47.6%
クリーニング所	146	81	55.5%
興行場	10	0	0.0%
旅館業	69	47	68.1%
公衆浴場	21	32	152.4%
専用水道	13	37	284.6%
簡易専用水道	171	16	9.4%

各種営業施設等	計画件数	実績件数	達成率
その他水道・井戸	0	7	
特定建築物	55	0	0.0%
温泉	0	10	
プール	0	4	
その他	0	7	

計画の立て方に関しては、理容所・美容所・クリーニング所については3年に1回程度の指導が達成できるように設定し、興行場・旅館・公衆浴場・専用水道については同様に2年に1回程度に設定しているとのことである。専用水道の実施率が高くなっているのは水道法の改正による影響とのことである。

しかし、実際には生活衛生指導事業の人員と、新規開設の手続や相談業務など他の業務との兼ね合いから、監視指導を行える回数は限られているため、レジオネラ症の危険性の高い旅館、公衆浴場について重点的に指導を行っている。このこと自体は、効果的かつ効率的な指導に必要なが、一方で、計画とは計画立案時点で乖離することになる

上記のように、生活衛生指導事業においては5人という少ない人数で、多種類の営業施設の開設の届出の受付や許可を行い、営業者からの相談に対応し、監視指導を行う必要がある。このため、法令等へ準拠していることを漏れなくチェックするためには、開設検査のチェックリストや、監視指導項目のチェックリストが整備されている必要があると考えられる。この点を確かめるため、平成25年度の生活衛生営業施設等の届出、監視指導の資料を閲覧した。この結果、開設検査、監視指導のいずれのチェックリストも営業施設の種

類ごとに整備されており、実際の開設検査や、監視指導の状況の記載状況や保管状況にも、問題点は認められなかった。

---

## 6.2.4. 監査の結論

---

### (1) 監視指導件数の目標設定方法について（意見 26）

生活衛生指導事業のうち営業施設等への監視指導の目標は、望ましい水準として、2年に1度や3年に1度というように定められている。しかし、実際にはリスクの大きいと考えられる公衆浴場や温泉の監視指導に多くの時間を割いており、目標との乖離が著しい結果となっている。これは例年の傾向であるとのことである。この点について、目標による管理を適切に行うためには、実績と比較するための目標が現実的な条件下で達成可能な水準にあることが望ましい。現状では、許認可業務や相談業務等の監視指導以外の調節不可能な業務量の多寡により、単年度の監視指導の実績が影響を受けることはやむを得ないが、それらの影響を考慮した上で目標と実績の比較を行うことにより目標による管理が可能となるよう、実態に即した目標設定が望ましい。

---

## 6.3. 食品衛生指導事業

---

### 6.3.1. 事業の概要

---

食品衛生指導事業は、食品衛生法に基づく営業許可・監視指導、と畜場法に基づく設置許可・と畜検査等、化製場等に関する法律に基づく設置許可・監視指導及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく設置許可・監視指導の事務を行うものである。

#### (1) 食品衛生法による監視指導

---

##### ① 営業許可

都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設につき条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない（食品衛生法第51条）。また、上記の営業を営もうとする者は市長の許可を受けなければならない（法第52条）。食品衛生法施行令35条は、食品衛生法51条に定める営業の施設として、以下の業種を指定している。

- |               |             |            |
|---------------|-------------|------------|
| ➤ 飲食店営業       | ➤ 乳処理業      | ➤ 食肉処理業    |
| ➤ 喫茶店営業       | ➤ 特別牛乳搾取処理業 | ➤ 食肉販売業    |
| ➤ 菓子製造業       | ➤ 乳製品製造業    | ➤ 食肉製品製造業  |
| ➤ あん類製造業      | ➤ 集乳業       | ➤ 魚介類販売業   |
| ➤ アイスクリーム類製造業 | ➤ 乳類販売業     | ➤ 魚介類せり売営業 |

- 魚肉ねり製品製造業
- 食品の冷凍または冷蔵業
- 食品の放射線照射業
- 清涼飲料水製造業
- 乳酸菌飲料製造業
- 氷雪製造業
- 氷雪販売業
- 食用油脂製造業
- マーガリンまたはショートニング製造業
- みそ製造業
- 醤油製造業
- ソース類製造業
- 酒類製造業
- 豆腐製造業
- 納豆製造業
- めん類製造業
- そうざい製造業
- 缶詰または瓶詰食品製造業
- 添加物製造業

食品衛生指導事業における許可とは、上記の施設（以下、許可施設）に対して、営業の許可をすることである。許可の基準としては、「食品衛生法施行条例（岩手県）」、「食品衛生法施行条例別表第1から別表第3までの知事が別に定める基準」等があり、保健所は当該基準等に準拠しているかについて確認を行い、許可をすることになる。

盛岡市の場合、平成25年度末において、許可施設総数は5,732施設であり、飲食店営業が3,362施設、乳類販売業が646施設、喫茶店営業が589施設、魚介類販売業が338施設、食肉販売業が317施設、菓子製造業が291施設、その他189施設となっている（同一施設内で複数の許可を要する営業を行っている場合は、許可件数）。

## ②立入検査、収去検査

市は、必要がある場合には営業の場所等に立入検査を行い、営業の施設等の検査を行うとともに、食品、添加物、器具、容器包装等の検査を行い、それらが無償で収去（試験検査のため、必要量を持ち帰ること）ができる。

盛岡市保健所においては、食品衛生指導事業として行った収去検査のうち、主に細菌検査は、保健所生活衛生課試験検査担当で行い、理化学検査（検体の成分や残留農薬等化学物質の検査など）は、主に岩手県環境保健研究センターに委託して行っている。

### （2）と畜場法による監視指導

と畜場とは、食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊及び山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設をいう。生活衛生課では、所管すると畜場にと畜検査員（獣医師）を派遣してと畜検査を行っているほか、と畜場の設備や衛生管理、衛生措置が適切に行われているかについて、立入検査等を行っている。盛岡市のと畜場は東北農業研究センターのみで、年4回、合計8頭程度のとさつを行っている。

### （3）食鳥処理法による監視指導

食鳥とは鶏、アヒル、七面鳥等の食用に供する家禽をいい、食鳥処理とは、食鳥をとさつし、その羽毛を除去すること、更に内臓を摘出することをいう。生活衛生課では、食鳥

処理上の設備や衛生管理、衛生措置について立入検査等の監視指導を行っている。食鳥処理場は、盛岡市内に1施設である。食鳥検査は、指定検査機関である一般社団法人岩手県獣医師会に委任して実施している。

#### (4) 監視指導の方針

食品衛生法第24条により、保健所を設置する市の市長は、厚生労働省の定める指針に従い食品衛生監視指導計画を定めなければならない。食品衛生に関する指導は、この計画に基づき行われることになる。盛岡市の平成25年度食品衛生計画の概要は以下の通りである。

#### (5) 重点的に監視指導を実施する項目

##### ▶ 食中毒予防対策

重点監視施設としては食中毒予防のため、大量調理施設のほか、大量調理施設以外で病者、高齢者、児童等が主に利用する施設である病院、社会福祉施設、学校給食施設等について重点を置く（大量調理施設：概ね同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上調理する食品等事業者の施設）。重点的に取り組む内容として、ノロウイルス食中毒、腸管出血性大腸菌食中毒、カンピロバクター食中毒とする。

##### ▶ 適正な食品表示の徹底

期限表示の設定根拠の確認等、アレルギー物質を含む食品の表示に重点を置く。

##### ▶ 総合衛生管理製造過程（HACCP方式）の考え方に基づく衛生管理の指導等

#### (6) 監視指導の実施体制

- ▶ 食品等の検査及び食中毒等の調査に係る試験検査業務の一部については、岩手県環境保健研究センターに委託して行う。
- ▶ 食鳥検査については、一般社団法人岩手県獣医師会に委任し実施する。
- ▶ その他の監視指導は、全て市保健所で行う。

#### (7) 施設への立入検査

立入検査の回数については過去の食中毒の発生頻度や製造・加工される食品の流通の広域性、営業の特殊性等を考慮して重点的に監視する業種を決定し、業種を重要性の高い順に、A、B、C及びDの4ランクに分類し、高いランクに含まれる業種にはより立入検査の頻度を高めるように計画を策定している。ランク分けは以下の通りである。

ランク	回数	業種（要許可）	業種（許可不要）
A	3回／年	平成24年度に法違反による行政処分を受けた施設と畜場、食鳥処理場	

ランク	回数	業種（要許可）	業種（許可不要）
B	2回／年	飲食店営業（大量調理施設）、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、食肉製品製造業、乳酸菌飲料製造業、清涼飲料水製造業、菓子製造業（食品が広域流通する施設、以下「広域流通施設」という。）、集乳業、魚介類競り売り営業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業（保管業を除く。）、かん詰又はびん詰め食品製造業、アイスクリーム類製造業（広域流通施設）、食肉処理業、そうざい製造業（広域流通施設）、食品の放射線照射業	集団給食施設（大量調理施設である病院、社会福祉施設等、学校）
C	1回／年	飲食店営業（大量調理施設以外の仕出し・弁当、ホテル・旅館）、あん類製造業、アイスクリーム類製造業（広域流通施設を除く）、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業（広域流通施設を除く）、添加物製造業、冰雪製造業	集団給食施設（大量調理施設以外の病院、社会福祉施設等、学校）、添加物の製造業、生食用カキの処理加工施設
D	1回／2年	飲食店営業（大量調理施設以外の食堂・レストラン等）、魚介類販売業（包装品のみを除く。）、食肉販売業（包装品のみを除く。）、菓子製造業（広域流通施設を除く。）、	許可を要しない食品の製造業（添加物の製造業を除く。）、

上表以外の次の業種については、危害の発生等の頻度から許可更新時、上表の施設への立入検査時等に立入検査する。

業種（要許可）	業種（許可不要）
飲食店営業（上表以外の移動食品、屋内簡易食品、バー、自動販売機等）、喫茶店営業（純喫茶、自動販売機、移動食品、屋内簡易食品等）、食品の冷凍又は冷蔵業（保管業）、魚介類販売業（包装品のみ）、食肉販売業（包装品のみ）、乳類販売業、冰雪販売業	集団給食施設（事業所）、乳搾取業、許可を要しない食品等の販売業、冰雪採取業

## （8）計画の実施状況の公表

施設への立入検査の状況及びその結果の概要は、食品衛生法第24条5項の規定に基づき公表され、「住民をはじめとする関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進のために重要である」として、とりまとめ次第公表するものとしている。

### 6.3.2. 監査手続

ヒアリング及び資料閲覧により、許可手続、監視指導実施等の状況を把握する。

### 6.3.3. 監査の結果

#### (1) 食品衛生法に基づく、食品営業施設への新規許可、更新、廃業、施設総数

前年度末施設数	新規許可数	更新許可数	許可数計	廃業数	年度末施設数
5,792	519	526	1,045	579	5,732

食品営業を開始したい営業者は、多くの場合、生活衛生課に事前相談を行う。そこで、施設の基準等に合致した形で営業を開始できるように生活衛生課が指導を行う。施設基準等に合致するようであれば、営業者は、「営業設備の大要（図面）」（盛岡市保健所の様式で、設備の概要や、施設の図面を営業者が記載するもの）や、周辺案内図、法人の営業者であれば登記事項証明書などの添付書類と、「営業許可申請書」を作成し、手数料として収入印紙を貼付した上で生活衛生課に提出する。

生活衛生課では、申請から一週間程度で立入検査を行い、営業施設が申請通りのものか、また施設が基準を満たすものかなどを現場確認した上で営業を許可し許可証を交付する。生活衛生課では、「食品関係営業者台帳」を作成し、上記の書類とともに保管する。

許可の期間は5年から8年（施設の構造による）であり、継続して営業を行う営業者は継続の手続を行い、この場合も立入検査を行う。

基本的に営業者の相談の段階で指導を行ない、施設等の基準へ適合するようにするため、最終的に基準に適合した段階の「営業設備の大要（図面）」、「食品関係営業者台帳」及び「営業許可申請書」が保存されることになる。

手続として、上記書類の記載内容や保管状況についてヒアリングとともに確認を行ったが、特に問題は認められなかった。

#### (2) 立入検査、収去検査について

平成25年度の、食品衛生監視指導計画に基づく監視指導実施件数は、下表の通りである。

ランク	目標件数	実績件数
A	24	26
B	282	355
C	398	511

ランク	目標件数	実績件数
D	1,218	1,333
その他	6,546	5,254
合計	8,468	7,479

尚、上記実績には、新規許可・継続時の立入検査と、夏期一斉取締り（2,671件）、年末一斉取締り（1,984件）が含まれる。

また、平成 25 年度の収去検査では細菌検査が 133 検体行われ、9 件の不良食品が発見された。また、理化学検査が 52 検体について行われたが不適は発見されなかった。

手続として、監視指導の資料が保存されていたもののうち、学校給食監視、夏期一斉取締り、社会福祉施設監視及び年末一斉取締りの監視指導の資料を閲覧した。

この結果、平成 25 年度夏期一斉取締りにおいては、45 件、年末一斉取締りにおいては 25 件の違反を発見しているが、その記録が一覧でしか残されておらず、施設ごとの違反事項の詳細が不明であった。立入検査時の資料は担当者の手控えであり、1 年内程度で廃棄されるとのことであった。また、違反事項があった営業施設は翌年度の一斉取締りにおいて立入検査先に選定しているとのことであるが、一斉取締りの重点監視施設から外れた場合には、翌年の立入検査先から漏れる可能性もあるとのことであった。

また、上記の立入検査実施件数のカウントの方法は以下の通りであった。

- 1 つの食品営業施設で、複数種類の許可を要する食品営業を行っていた場合には、立入検査を行った食品営業の種類数をカウントする。
- 複数人で同時に立入検査を行った場合は、人数を乗じて件数とする。

この立入検査実施件数は、盛岡市ホームページで「監視指導状況」、「盛岡市保健所概要」として公表されている。

---

### 6.3.4. 監査の結論

---

#### (1) 立入検査時の違反事項の記録とフォローについて (意見 27)

---

立入検査において違反事項を発見した場合には、その状況について記録を残すとともに、違反事項が確実に改善されるようなフォローの手順を明確に定めるべきである。

#### (2) 立入検査の件数の集計方法について (意見 28)

---

立入検査の件数のカウントの方法は慣習的に行っているものであるとのことであるが、市民がホームページを閲覧した場合に、立入検査件数について誤解が生じる恐れがある。市民とのリスクコミュニケーションを効果的に行うためには、保健所の行っている事業の内容や規模を理解してもらうことが重要であると考えられる。よりよい理解のため、カウントの方法を注記することが望ましい。

---

## 6.4. 試験検査事業

---

### 6.4.1. 事業の概要

---

盛岡市保健所における業務の中には、細菌やウィルス等微生物の検査や、化学物質の検査を必要とするものがある。生活衛生課内では、食品衛生指導事業の収去検査や食中毒の

検査、生活衛生事業の井戸水の水質検査や家庭用品に含まれる有害物質の検査、保健予防課では、感染症予防事業での細菌やウイルス等微生物の検査などである。試験検査事業ではこれらの試験検査を行う。

#### 6.4.2. 監査手続

ヒアリング及び資料閲覧により、試験検査事業実施の状況を把握する。

#### 6.4.3. 監査の結果

##### (1) 試験検査の実施状況について

試験	食品衛生指導事業	生活衛生事業	感染症予防事業	計
微生物	*1 386件	*3 108件	*5 783件	1,277件
理化学	*2 10件	*4 113件	0件	123件
計	396件	221件	783件	1,400件

\*1：収去検査、食中毒対応時の検査、食鳥肉・枝肉検査

\*2：食品の成分規格検査、清涼飲料水 pH

\*3：飲用水用井戸水等の水質検査（簡易検査 104 件、一般検査 4 件）

\*4：飲用水用井戸水等の水質検査（簡易検査 103 件）、生活用品（乳幼児衣服）のホルムアルデヒド検査 10 件

\*5：ノロウイルス 245 件、ロタウイルス 16 件、腸管出血性大腸菌 64 件、HIV 等 458 件

盛岡市が中核市になり盛岡市保健所が設置された際に、保健所として求められる試験検査設備のうち、検体に含まれる化学物質（残留農薬や添加物等）に関する検査（理化学検査）に必要な高額な分析機器を購入せずに、岩手県環境保健研究センターに業務委託して行う方針とした。これは、当時の岩手県の、高額な分析機器を県内の保健所に分散させず、集約して県保健所全体の施設整備の効率化を図るという方針に沿ったものであった。このため、理化学検査については大部分が委託となっている。尚、業務委託契約の契約単価は岩手県手数料条例に拠っている。平成 25 年度では、食品衛生指導事業に係る委託料は 5,369,130 円、生活衛生指導事業に係る検査委託料は 45,420 円であった。

##### (2) 試験検査の設備について

試験検査事業で用いられている設備のうち 100 万円以上の機器は、下表の通りである。そのほか、10 万円以上 100 万円未満の設備も 40 台以上ある。上記の設備は、ほとんど平成 20 年 2 月頃取得したものである。今後、設備によっては更新が必要になることも考えられるため、試験検査設備の更新計画について確認したところ、更新計画は特に策定されていないとのことであった。尚、設備の保守点検費用に関しては、平成 25 年度の試験検査設備に係る保守点検等業務の外部委託支出額は 1,829,100 円となっている。

備品の現物管理について確認するため、試験検査事業を含む生活衛生課全体で、盛岡市の財務会計システムに登録されている備品リストと現物の照合を任意抽出により行ったが、問題は発見されなかった。

備品規格	台数	金額(円/台)	備品規格	台数	金額(円/台)
超低温冷凍庫	1	1,465,695	全有機体炭素計	1	5,061,000
分光光度計	1	1,332,450	イオンクロマトグラ フィーシステム	1	7,854,000
顕微鏡用デジタルカ メラ	1	1,365,000	リアルタイム PCR 測 定装置	1	3,094,413
蛍光顕微鏡	1	1,992,690	超純水・純水製造装置	1	2,566,200
ドラフトチャンバー	1	1,554,000	遠心分離機(EX-126)	1	1,201,200
安全キャビネット	2	1,102,500	微量高速遠心機 (MX-301BH)	1	1,837,500
リアルタイム濁度測 定装置	1	1,785,000			

### (3) 試験検査用薬品の管理について

試験検査をする際には、化学薬品を使用するが、その中には毒物も含まれている。

これらの薬品の管理について確認したところ、薬品は全てリスト化され、購入、開封、廃棄などの履歴を残している。薬品類のうち毒物及び劇物取締法及び施行令で指定されている毒物は、アジ化ナトリウム1種類のみである。当該薬品は、鍵付きの保管庫（毒劇物保管用の頑丈なもの）に保管され、その重量は、使用記録簿によって記録管理されている。

## 6.4.4. 監査の結論

### (1) 試験検査の設備更新計画について（意見 29）

上記のように、盛岡市保健所は、岩手県環境保健研究センターに理化学検査の大部分を委託する前提で平成20年4月の保健所設置時に検査設備を整備したが、それ以降は設備更新計画を策定していない。試験検査設備は高額なものもあり、更新には一時に多額の支出が必要となる可能性がある。また、今後、維持管理費用が増大することも考えられるため、将来の更新に備えて、設備更新計画を策定することが必要と考える。

また、その計画では、一部の試験検査項目を岩手県環境保健研究センターに委託する現状の試験検査体制の合理性について、盛岡市保健所の機能として備えるべき試験検査設備と、そのためのコストを勘案し、民間委託の可能性なども考慮に入れ策定すべきである。

## 第 7.結びに

---

保健所行政においては医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、農芸化学技師、理化学技師、臨床検査技師、衛生検査技師など多くの専門家が関わっており、「第 2.概要」で記載した通り、地域保健を始めとした専門性の高い事務事業が多く行われている。

昨今、保健所では医療関連問題、少子高齢化、感染症、食品衛生、動物愛護など社会的な問題として相次いで取り上げられている事項について、直接・間接に接する機会が多くなっている。これらは保健所単体では対応できない広範囲に及ぶ問題ではあるが、対応すべき範囲あるいは守備範囲についての意識を高め、個々の課題の解決に努めていくことが期待されていると思われる。

当監査に当たっては、各専門家の専門領域自体を特別に対象とするものではなく、財務事務の執行に関わる法規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から検討を行っている。その結果、指摘事項 14（法規性、経済性、効率性及び有効性の観点から是正・改善を要する事項）、及び意見 29（法規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から盛岡市の組織及び運営の合理化に資する事項）を挙げている。意見の中には、当然の事項も含まれているが、外部の視点からの重ねての改善事項として記載したものである。

盛岡市保健所においては、今後も継続的に各専門領域の知識及び経験を積重ねるとともに、当監査における指摘事項及び意見について有効な措置を講じることで、一層の保健所行政の高度化及び適正化を図っていくことが望まれる。

以上